

平成15年厚岸町議会第4回定例会会議録		
招 集 期 日		平成15年12月15日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	平成15年12月16日 午前10時00分
	延 会	平成15年12月16日 午後 6時11分

1. 出 席 議 員 並 び に 欠 席 議 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	鹿 野 昇	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	水 道 課 長	山 崎 国 雄
助 役	大 沼 隆	病 院 事 務 長	古 川 福 一
収 入 役	黒 田 庄 司	特別養護老人	藤 田 稔
総 務 課 長	田 辺 正 保	ホーム施設長	
行財政課長	斉 藤 健 一	デイサービス	玉 田 勝 幸
まちづくり	福 田 美 樹 夫	センター施設長	
推 進 課 長		監 査 委 員	今 村 實
税 務 課 長	大 野 榮 司	監査事務局長	阿 野 幸 男
町 民 課 長	久 保 一 將	教 育 長	富 澤 泰
保健福祉課長	大 平 裕 一	教委管理課長	柿 崎 修 一
環境政策課長	松 澤 武 夫	教 委 生 涯	松 浦 正 之
農 政 課 長	西 野 清	学 習 課 長	
水 産 課 長	大 崎 広 也	教 委 体 育	大 野 繁 嗣
商工観光課長	高 根 行 晴	振 興 課 長	
建 設 課 長	北 村 誠	農委事務局長	藤 田 稔

1. 会議録署名議員

7 番	中 屋 敦		
8 番	音喜多 政 東		

1. 会 期

12月15日から12月17日までの3日間 (休 会 な し)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

議 長	ただいまより平成15年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。 開会時刻 10時00分
議 長	直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
議 長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番中屋議員、8番音喜多議員を指名いたします。
議 長	日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。 初めに、12番谷口議員の一般質問を行います。 12番、谷口議員。
12 番	私は本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2点についてお伺いをいたします。 1つ目は、依然として厳しい経済雇用状況が続いている中で、このようなときに一番その影響を受けるのが短期雇用の季節労働者であります。公共事業が縮減している中で、これら季節労働者の雇用状況についてどのようになっているのかを、まずお伺いをいたします。 それとともに、厚岸のとっている季節労働者対策について説明をお願いいたします。 次に、季節労働者の冬場の生活に欠かすことのできない制度として定着してきております、いわゆる冬期援護制度、通年雇用安定給付金制度は道内など、積雪寒冷地の季節労働者、さらにはこれら季節労働者を雇用し、経営を行っている建設、土木、林業など、北海道内の産業に大きな影響があります。 ところが今般、政府はこの制度の改正を進め、来年度から新しい制度に変えることにしておりますが、このまま行われるとすると、多くの季節労働者に大きな打撃となるだけでなく、地域の経済波及効果にも影響が出てくるものと思われませんが、どのように考えておられるか、また今後の対策についてもお伺いをいたします。 2点目は、町営住宅についてであります。

今年度は、昨年度から進められておりました宮園団地の住宅建設が終わり、入居も終わったようではありますが、今後の町営住宅の整備、建設計画について、どのようになっているかお伺いをいたします。

2つ目として、町営住宅の入居者選考に当たっても、選考委員会等の進め方、これがどのように行われているか説明をお願いをいたします。

3つ目は、維持補修と入居者の状況、あるいは意見に沿ったものに回収などが行われているのか。さらに、3階建て以上の高層住宅の入居状況とエレベーターの有無について説明をお願いをいたします。

現在、利用されている町営住宅がさまざまな要因により、維持補修が必要になってきていると思われそうですが、入居者の要望や意見が反映されているのか、その集約方法はどのような手順によって行われているのか説明をお願いいたします。

さらに、町営住宅の高齢者の入居状況と、高齢者や障害者にやさしい住宅になっているかどうか説明をいただきたいと考えます。

これで1回目の質問といたします。

町長。

おはようございます。

12番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町内の季節労働者の実態と厚岸町の季節労働者対策のお尋ねでございますが、北海道は積雪寒冷地という厳しい気象条件のもと、冬期間の産業活動に著しい制約を受けるため、季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者は、建設業を中心に約16万 3,000人を数え、冬期間に離職を余儀なくされているといった不安定な就労環境に置かれていることから、季節労働者の雇用の安定を図ることが極めて重要な課題となっております。

まず、当町における季節労働者の実態については、ハローワークレポート資料10月号によりますと、493人となっており、全就業者の7.1%を占めておりまして、ほとんどが建設関係の従事者となっております。

次に、厚岸町の季節労働者対策についてですが、町内に居住する季節労働者で、離職後再就職までの間の生活安定のためを目的としての厚岸町季節労働者生活資金利子補給条例を設けまして、支援しております。また、国の通年雇用安定給付金制度を活用した季節労働者を対象に、通年雇用に必要な知識・技能を習得する機会と

議 長
町 長

して冬期技能講習会を開催しておりまして、その講習会が円滑に実施されるよう、講師の派遣や講習会場の使用料及び交通費の助成を行い支援しております。

次に、現行制度と16年度以降の制度がどのように変わろうとしているのかとのお尋ねについてですが、この通年雇用安定給付金制度は昭和52年度創設されまして、その間、季節労働者の冬期間の雇用機会の拡大や知識・技能が得られるよう、通年雇用化への誘導策としまして重要な役割を果たしてきたほか、季節労働者の雇用や生活を守るなど、経済的な波及効果もあり、地域経済に大きく寄与し、3年ごとの暫定措置で過去8回更新されてきたところでございます。

こうした中、この制度を所管する厚生労働省は、深刻化する財政事情などから、この制度の廃止を含めて見直しを示してきたところでございます。これに対し、季節労働者はもとより、北海道知事を先頭に、道・市長会・町村会・産業団体・労働団体が制度の存続延長を求めて強力な運動を展開してきました。当町においても、失業対策の拡充と通年雇用安定給付金制度の存続・改善等に関する副申書を厚岸町長名で厚生労働大臣あてに提出したところでございます。

このような存続・延長の運動の中で、厚生労働省は冬期技能講習助成金の25%カット、65歳以上の方や過去に冬期雇用安定奨励金支給対象者だった方の適用除外、現行1日の講習時間3時間を4時間に延長するといった内容を示しております。

いずれにいたしましても、現段階では決定しておらず、したがいまして今後、財務省との協議後、決定との情報を得ていることでもありますので、ご理解いただきたいと存じます。

続いて、2点目の町営住宅の建設計画と維持補修についてのお尋ねであります、まず今後の町営住宅整備計画と町営住宅の建設に当たっての留意点ですが、現在町営住宅の整備計画上、宮園の建てかえ建設計画が決定されております。

しかし、計画ありきの整備よりも、町内における町営住宅の現況を考え、平成14年、15年の2カ年をかけて住民アンケートや関係各位のご意見を聞き取りながら、厚岸町住宅マスタープランを策定中であります。これは、厚岸町の住まい、住環境について20年後の将来像を設定し、目標の実現に向けた具体的取り組みについて計画策定するものであり、上位関連計画である第4期厚岸町総合計画、厚岸町高齢者保健福祉計画、厚岸町都市計画マスタープランなどとの整合性を図り、厚岸町公営住宅ストック総合活用計画などに位置づけしなければ、今後の町営住宅整備ができ

ませんので、計画策定の中で将来の人口推計から見た町営住宅のあり方、既設町営住宅の耐用年限経過の取り扱いや営繕計画、さらにはまちなか居住による地域活性化などを検討し、今年度3月に厚岸町住宅マスタープランができ上がる予定になっております。計画がある程度まとまった段階で、議会にもお示ししたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、町営住宅の入居選考はどのように行われているのかのお尋ねであります、入居の申し込み及び決定については、厚岸町営住宅管理条例第8条に基づき入居の申し込みが行われ、条例第11条により町営住宅入居者選考委員会を管理条例施行規則第5条により、募集の都度、民生委員2名、自治会長または自治会代表2名、識見を有する者1名、計5名で構成する委員で設置し、入居者選考に当たっては条例第9条に基づく住宅困窮度などを町担当者が実情を調査し、その内容を選考委員会に報告し、審査をいたします。審査の結果、住宅に困窮する度合いの順位を決めていただき、最終的に町長がその審査結果を尊重し、入居者を決定しているものであります。

次に、維持補修と、入居者の状況に合ったものに改修などが行われているかのご質問ですが、さきの第3回定例会において田宮議員にもお答えしておりますが、近年は町営住宅の管理人や入居者個々の苦情による修繕のほかに、入居者の方々とも意見交換を行い、その要望も取り入れできる部分から修繕を行っているのが現状であります。また、入居者の都合による改修、例えば手すり・入り口部のスロープなど整備しようとするときは、管理条例施行規則第22条第3項に基づく厚岸町営住宅模様替え・増築許可申請書を提出いただき、町の承認を受け、入居者が改修を行っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議 長

12番。

1 2 番

ただいま町長からご説明をいただいたのですが、季節労働者の状況なんですが、大変今厚岸町内の経済情勢は厳しい状況にあります。そういう中で、季節労働者の方々、厚岸はある意味では厚岸の地域性みたいなのもありまして、季節的な仕事でそれだけで生活をするというだけではなくて、漁業を営みながら、その一方で季節的・短期的な仕事も進めると。これはやはり、漁業も大変厳しい状況にあると思うんですよ。そういう中で、今公共事業が減ってきているという中では、大変これら

季節労働者の方々の生活実態も大変な状況にあるのではないのかなというふうに考えます。事業所によっては、やはり去年まで働くことができた事業所でも、ことはもういいですというようなことで、働くことができなくなっている人もいるというふうに私自身も聞いております。

そういうことで今、町長が説明されましたけれども、冬期援護制度、これはもう季節労働者にとっては本当に冬場の生活の大変貴重な命綱でもあるというふうに言われる制度で、これが結果的には短期的な制度として発足をしたけれども、これを8回も更新しながら今まで続いてきているというのは、やはりこういう積雪寒冷地の特殊な状況、こういうことからどうしてもこの制度自体を欠かすことができない制度として存続を続けて、厚生労働省も来年度以降もこの制度を続けていかなければならないということにはなっているわけですが、残念ながら今回示された改正案は、大変今度は季節労働者にとって厳しい内容になっております。

その1つは、65歳以上の高年齢の人たちも、技能講習の対象から外してしまうと。それから、町長がおっしゃっておられましたように、冬期雇用安定奨励金を受けた人もこれから除外をすると。それから、講習時間は1日4時間にすると、現在は3時間でありました。これを4時間にすることになると、講習に厚岸町でも今まで3時間の派遣を何人かお願いをして、講師を派遣していただいているのですが、講師の派遣もこれは大変厳しくなってくるのではないのかなというふうに考えます。

それから、講習日数の短縮が行われます。今まで16日だった講習を12日にする。それから、委託講習で、例えばそれが終了した後での終了試験を受けて、不合格になった場合は委託講習の費用が支給されないということになるんですよ。そうすると、これをだれが負担をするのかということになると思います。そのほかに、自己給付金のほかに委託講習、それから支給額、冬期講習の助成金が減額をされてしまうということになります。

そういうことで、これら制度の改正がこのまま進んでいくと、講習を受ける人が大幅に減ってしまうと。そして今、このような経済状況ですから、以前のように出稼ぎをして収入を得るということも今大変な状況にあります。こういう状況の中で、やはり制度が今までどおり存続をしていくということがどうしても必要になってくると思います。

町長が先ほどおっしゃっておられましたけれども、この制度の存続に向けては町長を初め、町議会でも再三にわたって制度の存続、そして改善を求めて運動を進めてきて、町議会でもこれが行われるたびに意見書等の議決をもって運動を進めてきたものであります。そういうことから、今後も今もう間近に迫っておりますけれども、この制度が従来どおりの制度として何としても存続をさせてほしいという運動を町長も先頭に立って進めていっていただきたいというふうに考えますが、これについて再度ご答弁をお願いをしたいというふうに考えます。

それから、2つ目ですが、今町長がおっしゃいましたけれども、町営住宅の建設計画ですが、結果的には今後の計画が3月末のマスタープランの策定が終わらないと、その後の計画ができてこないというような状況になっているのですけれども、それにあわせても、やはり厚岸町としてどのような要望、あるいはどの地域が今必要になってきているのか、これらについては明らかにする必要があるのではないのかなというふうに考えますけれども、これらについてはどのように考えているのか。

それから、町営住宅が宮園団地で高層で次々と建てられたわけなんですけど、以前から質問しているように灯油の運搬の問題なんですよ。あるいは、灯油をタンクにどのようにして入れるのか、そういうことに対しては改善されているようには思われないのですが、これについて今後何らかの改善をしようと考えているのかどうか、私はお伺いをしたいというふうに思います。

次に、町営住宅の入居に当たっての選考なんですけど、私は非常に残念に思うのですけれども、私のところに投書がきました。この投書が私自身正しいかどうかという判断はできません。だけれども、入居を希望している人たちの中に、やはりこういう声もあるのかなと、そういうふうに思わせるような状況があるのかなというふうに思うんですよ。

こういう投書がほかの人にも行っているかどうかはわかりませんが、この中にちょっと読み上げますけれども、宮園公住のM6号棟の選考結果に当たり疑問に思うことを耳にし、聞いていただきたく、手紙を書きましたということなんですよ。それで、私の知り合いや友達が申し込みに当たり、町議に入居できるように頼み、その人たちはすべて選考結果、入居決定になり、私はそういうことは今はあり得ないし、頼めるような人もいないまま、結果はやはり選外となってしまう、このような事実があるならばとても残念でしようがありませんということなんですよ。

それで、実際町議が直接役場で申し込み用紙をもらっていくのを見ていますと。事前調査に基づき、きちんとした選考を行ってもらいたいですと。今回の住居も保障してもらえなく、今の厚岸のやり方は不満が募るばかりです。どうかこのことを議会でも話し合ってほしいというふうになっているんですけども、できれば私自身、この人にきちんと回答をしたいと思うんですよ。匿名なんですよ、残念ながら。こういう人の声が正しいかどうか、私自身非常に疑問に思うところもあるんですけども、やはり選考に当たっては透明性が確保されていかなければならないというふうに思うんですよ。

それで、やはり町の声というのはいろいろなところで、行政を進めている中でいろいろなことをいろいろな人たちがいろいろな場で話をします。だから、そういう場がすべて正しいというふうに私は思えませんし、その人たちが私たちをつかまえて話をするのも、正しいか正しくないかというのはわからないんですけども、やはり透明性というのは非常に大事だと思うんですよ。

そこで、選考委員は今、町長が言われたように民生委員と自治会長と識見を有する者というふうになっていますよね。以前は議員も入っていたことがあるんですけども、この選考委員会もやはり、例えば選考委員会というか、改修審議会も含めてなんですが、厚岸町はこのようにやっているということを、やはりいろいろな人に知っていただく場を少しでもふやしていくということが大事ではないのかなというふうに考えます。

そういうことで言えば、現在選考委員が民生委員や自治会長や、それから識見を有する者というふうになっていますけれども、ここにやはりもっと無差別といったら変ですけども、町民の中からピックアップをして、1名、2名のそういう選考委員を入れていくということも大事ではないのかなと。何かわからないけれども、町長がそういう人たちの中から一部ぽんぽんぽんと選んで、選考委員会を設定して、そこで選考されたことが何かわからないけれども、決まってしまうということになってはまずいと思うんですよ。そういうことで言えば、そういう選考委員の選考の仕方等にも、やはり私は工夫を今後はしていかなければならないのではないのかなというふうに思うんですが、それらについてどのように考えているかお伺いをしたいというふうに考えます。

それから、3つ目の維持補修のことなんですが、今、町長が説明されましたけれ

ども、私はちょっと角度を変えて質問したいのですが、町営住宅は非常に立派になりました、どの住宅も。それから、中高層でも結構老朽化が進んでいるところもある。それにしても、以前の町営住宅から見ると、住環境としては大変向上しているのではないのかなというふうに考えます。

ところが、町営住宅に入居されている方々は、結構長年にわたって住み続ける人が多いわけですよ。そうすると、入居したときには非常に元気な人でも、長い年月を経るにしたがってだんだん高齢化していると。だから、これについての入れかえみたいなものはどういう形で行われているのか。例えば、4階に初めは住んだけれども、高齢化したと。そうすると、例えば1階があれば1階の方におりてもらうような対策が定期的に行われているのかどうなのか。

それから、私ちょっと奔渡町の公営住宅で調べてきたんですよ。それで、階段がどうなっているかと。階段の高さは大体18センチくらいかなというふうに思うんですよ。ところが、中の階段は18センチだったと思うのですけれども、外の階段はこれはもうめちゃくちゃなんです。最高あるのが30センチあるんですよ。H1-Cという棟あるんですが、そこは30センチあるんですよ。あとは27センチだとか、20センチだとかいろいろなんです。30センチをまたごうと思いますと、私でもやはりよっこいしょと、声でもかけないと上がれないですわ。H-Cに65歳以上の人がどのくらいいるのかわかりませんが、いますよね、やはり。そうすると、あと27センチだとかですから。

それから、H3も最高あるのが27.5、59のCというので28だとか、29、30センチなんですけれども。それから、中には石を置いているところがあるんですよ。これはだれが置いたか知りませんが、きっと大変だから、わざわざどこからかブロックを1つ2つ持ってきて、こういう薄いやつですけれども、それで何とか段差を少なくするようにしてやっているんですよ。それから、横の方に、これはスロープかなと思って行ってみたら、スロープでなくて、いきなりまた段差があると。そして、これらにはすべてスロープがないだけでなく、手すりもないんですよ。ですから、こういうものをやはりきちんと改善をしていかなければ、大変ではないのかなと。

あとの住宅は、梅香町へ行っても大体、ちょっとはかってみたら20センチ前後なんですよ。宮園町の階段は今何センチにできていますか。それらも含めて、具体的

に説明をしていただきたいと思いますと思うのですが、これらの改善策を今後どうやってとっていくのか。

これから、特に冬期間に入りますよね。そうすると、中には余りにも段差があるものだから、後で何かつくって置いたコンクリートが、がっちりしたものですよね、階段になって。ところが、それ自体も今度はこう斜めになってきていると。そうすると、今度は横滑りするんですよ。それではちょっと危険ではないのかなと。そういうところをどのようにしていくのか、ちょっと説明をしていただきたいと思いますというふうに考えます。

それから、今説明されましたけれども、高齢者やあるいは身体に障害を持っている、そういう人たちのための対策がとられていくのかどうか。それから、例えば燃料の補給等については、さっきも言いましたけれども、エレベーターで2階、3階、4階へと運ぶ、あるいはないところは持ってでも上がっていかなければいけないと。そして、1メートル近くのタンクに、あれ何リッター入るのか知りませんが、入れなければならぬと。そうすると、そこまで持ち上げるのも大変なんですよ。ですから、そういうことを含めて、そういう入居者が例えば棟ごとに、あるいは階ごとに、そういうものを上手に上げたり下げたりできるリフト形式のものを備えることができないのか、そういうことをもう一度検討していただきたい、あるいは設置をしていただきたいというふうに考えているのですが、いかがでしょうか。

それから、先ほど選考委員会のところでちょっと言い忘れたんですけども、選考に当たっての基準だとか、そういうのを全部示されましたけれども、これが本当に申し込んだ方々が納得のいく内容なのかどうなのかというの、これ明らかにすることは必要ではないのかなというふうに思うんです。今は情報公開の時代ですから、どうして私が選から漏れたのか、どうして入居できた人が私より上位だったのかということをやはりもっとわかりやすい、明確な基準みたいなものをつくっていくことが必要ではないのかなと。それが無いものですから、いろいろな不満が出てくるのではないのかなというふうに考えますが、それらについても一度伺いたします。

議長
商工観光課長

商工観光課長。

通年雇用安定給付金制度の見直しの関係でございますが、今回の見直し案につきましては、季節労働者の方におきまして大変厳しい内容となっております。その内

容につきましては、まず雇用奨励金につきましては、対象年齢が65歳未満と限定されておりまして、またこのほかの他の給付金制度も同様の扱いとなっております。この冬期雇用安定奨励金のうち、過去に通年雇用奨励金または冬期雇用安定奨励金の支給対象者であった方については、今回はその対象外となっております。

また、最初の1つ目ですけれども、冬期技能講習助成金についてですけれども、これにつきましては最初に1日の講習時間の下限を現行3時間であったんですけれども、それを4時間に延長。また、その講習日数と支給限度額も引き下げとなっております。冬期技能講習のみの場合、日数を16日から12日として4日間短縮。また、支給金額も現行の1万640円から7,980円として、2,660円の切り下げの内容となっております。

また、これとあわせて、委託講習とあわせて実施した場合、これも20日から15日として5日間短縮。また、支給金額も1万3,300円から9,975円として、3,325円の切り下げとなっております、大変厳しい内容となっております。

また、2つ目の毎年生活改善センターで行われております講習関係でございますけれども、これにつきましては冬期技能講習受講給付金でございますけれども、これにつきましては冬期技能講習のみの場合は日数が16日から12日として、4日間短縮となっております。また、支給額も現行9万3,000円から7万円として、2万3,000円引き下げとなっております。これにあわせて、委託講習もあわせて実施した場合、日数が20日から15日として短縮となりまして、支給額も現行11万7,000円から8万8,000円として、2万9,000円の引き下げとなっております。

なお、委託講習の場合、就労試験が受からなかった場合、その場合は1万8,000円が今回から支給されない、そういう内容でありまして、大変厳しい状況でございます。したがって、まだ確かにこの示した案は厚生労働省の案でございますけれども、機会あるごとにこの見直し案を含め、また制度の存続延長ですか、そういう要望を行ってまいりたく、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長
建設課長

建設課長。

それでは、2点目の町営住宅の建設計画その他について、私の方からお答えさせていただきます。

まず、町営住宅の建てかえ計画そのものについては、当然既に耐用年限がきてい

る、施設的には奔渡町であるとか、さらに近いところでは梅香町だとか有明であるとか、宮園の平屋の方とか、そういうものがすべてあります。それらを今後、20年間先の中で何を先にやっていかなければいけないのかということも、当然全体の中で考えていかなければいけないと。したがって、宮園に計画があるから、そこだけやるというのではなく、先ほど町長から答弁したように、現在の現況を踏まえた上で、それで厚岸町の財政力も含めた中で、それと有利な補助まで、何から先に取り組むかという形がきちんと位置づけされていかなければならないと。バックには、財源的な要素もきちんとしていかなければならないという考え方の中では、全庁的な公営住宅のあり方と。それから、今ある管理戸数が何戸になるのが将来的にいいのかということも含めて検討されていくと。そういう案を3月に一応まとめたという形で進めていますので、ご理解いただきたいと思います。

その中で、今後の整備するに当たっての、例えば今言われた灯油等の問題、既に今回できたM6－5だと非常に上げるのも楽という形になってきています。それでは、古いのも全部そういうふうに変更できるからと、単なる改善では補助にならないし、もっとグレードアップするにしても中途半端ではだめだと、いろいろなことがあります。

ただ、いずれにしても灯油の配送方法については、業者さんはお金若干入れると全部しますよという形にもなっていますけれども、その辺さらには各入居者の方々と相談しながら、いい改善策があれば、そっちの方を検討していきたいと、そのように考えていますし、特に宮園団地みたくエレベーターがあつてキャスターがあれば非常に楽なんですけれども、それ以外のところはやはりまだ厳しい問題があるということで押さえておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、選考委員会の関係でございますけれども、特に先ほど議員の方からも投書をお示しされましたけれども、私どもの方にも来てございます。非常に残念という形で、私ども思っておりますけれども、当然入居者の選考に当たっては町長答弁したとおり、民生委員、自治会長及び自治会代表、そして識見を有する者という形の中で選考をしていただくわけですけれども、厚岸町の職員がそれぞれ入居申し込みあった段階で、現在どのようなところにいるのか、住宅条件はどうか、立ち退きを要求されているのか、いろいろな状況、何人家族でどういう世帯構成でどうなっているんだということをすべて調べさせていただきまして、一応委員会の方に報

告します。その方についても、何回今まで入居申し込みしたかということも一応点数的には入れて、総体の中で議論する形になっていきますけれども、特に今回宮園M－6については障害者住宅向けが4戸ありまして4戸の申し込みでしたから、それはないんですけれども、2階以降については2LDK、3LDKともに2倍、3倍という、かなり多くの申し込みがございました。そうすると、当然同一レベルというか、尺度を明確にというのも非常に難しい状況も出てきます。

そういう中では、やはり選考委員さん方の合意性の中で、それらが決定されて順位決定づけされているというのが経過でございまして、その結果がそういう投書に結びついたということは、非常に残念でございまして、ただ単に今後の順位で同レベルだったら抽選にするかというようなことも、今後も含めて考えていく上に、やはり本当の住宅困窮度が見えないという形もございまして、現状の選考委員会の中でもっと順位づけとか何とかのところにもうちょっと工夫とか、そういうことができるのか、それは検討してみたいなということに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、維持補修関係でございしますが、特に今言われたように入れかえですか、定期的には行ってございせんけれども、高齢者の方々が住みやすい状況があいたら、当然上の方から入れるという形にお話も持っていきます。ただ、入居している同士で合意して、定期的にあんたどうですかという話にはちょっとならない。したがって、退去時に上の階の方、高齢者の方を下に移して、上の方を今度募集するという形は行ってございますので、全然やっていないのではなく、そういう入居の実態を踏まえた中で高齢者が上にいる場合、下の階があいた段階で移るように指導して、あいた上の方を今度募集するというような形をとってございますので、これはうちの条例の中にもあるようにお互いに相互利益につながるという形の中では、そういう対策をとっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、公住の段差の関係ですけれども、地震で本体は沈まないのだけれども、周りが沈下して階段段差が大きくなってきているという形でございまして、これについては私どもも押さえてございまして、今後行う災害の復旧で一部予算いただいていますし、改善を図っていききたいなという形で考えております。

それから、当然入り口部分の段差解消もすることながら、上の階段のことについても年次計画ですけれども、入居者のために手すりをつけて、年次的に整備を進め

議 長
1 2 番

ていきたいと考えております。入り口部分については早期に、確かに私どもも行って、25センチとか30センチになると、やはりちょっと腰にもぐっと負担かかりますので大変ですので、その辺の解消は図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

ということでございます。

12番。

季節労働者の問題は、今お答えいただきましたので、何とか町挙げての運動として今後も進めていっていただきたいというふうに考えます。

町営住宅の問題ですけれども、今選考のことで課長の方から説明がございましたけれども、やはり透明性を確保していただきたいと。それから、非常にお互いの選考に当たってのレベル的な差がない場合については、これ町の条例規則でも決めていますよね、抽選で入居者を決定するというふうになっていますよね。だから、そういうこともあってもいいのではないかと。かえって、それをやることは透明性を増すことになるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それから、補欠を選考しておく場合がありますよね、これは今大体条例では2カ月間になっていますよね。ところが、町の募集というのは2カ月ごとにやるわけではないわけでしょう。住宅が新しくできる、あるいは退去者が出る、そういうことがなければ大体募集はないわけですから。そうすると、長くなると半月、まさか1年ということはないのでしょうかけれども、そのくらいの期間になると。

そうであれば、今の補欠の2カ月間をもう少し長くするとか、そういうことによってそれらを解消していくということも、逆に言えばそういうのがないばかりに空室で長期間、たった1戸しかないからということで募集しないで空室にしてしまうということにもなっていくのではないのかなと、思わぬ退去だってあると思うんですよ。ですから、そういうことからすると、募集して補欠になった人の期間をもう少し長くしておくということも大事ではないのかなというふうに思うのですけれども、それらについてはどのように考えているのか。

あと、先ほど質問した選考委員の選考の仕方について、少し改善をする考えはないのかどうか、これらについてもう一度説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、維持補修の問題なんですけど、今、課長が説明されましたけれども、こ

の段差の問題はやはり早急に、これから寒くなってきますし、それと私は特に高齢者が多いところは、滑るというのも大変なことなんです。ですから、そういうところはどのような素材を使うのか、コンクリートでただ流してしまっ、それでよしとするのではなくて、これは一遍にはできないのしょうけれども、そういうこともきちんとやってほしいし、やはりあの何十センチもある段差については、簡易でも手すりをつけるとか、そういうことを進めていただきたいと思うのですが、これらについては早急やる部分はどれをやろうとしているのか、それはいつまでにやるのか、ちょっと教えていただきたいというふうに考えます。

議 長

町長。

町 長

お答えをいたします。

私からは、町営住宅の入居者の選考について、また補欠の問題については、さらにまた維持補修の問題については担当課長から答弁をさせます。

入居者の選考に当たりましては、透明性、公平性をもって厳正に選考に当たっていると私は信じております。しかしながら、谷口議員また厚岸町に対しての投書があったということは、まことに遺憾に存じておるわけでございまして、今後このようなことのないように、ご指摘をいただきました改善する点もあるのかなというように考えますので、今後不平不満が出ない選考をやっていかなければならない、これは当然のことです。今のご指摘を受けて、今後の公平性、そして透明性を図りながら、さらに住宅の提示を考えながら、選考には努めてまいりたいと、かように考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

建設課長。

建設課長

選考に当たってについては、町長の方から答弁あったように、中の中で一応検討できる部分については、ちょっと検討を加えていきたい。例えば、もっといろいろ基準はあるのですけれども、それをもっとつぶさに、ある程度具体的にわかるような方の中で、選考もある程度しやすくするような形も検討してみたいと考えております。その辺は、そういう形で進めたいと思います。

次に、段差の解消関係で、できるだけ早急にやっていきたい。ただ今、それ以外にも冬期対策、滑る対策や何かについては、管理人さん等々に塩カリをやって滑りをとめてもらうとか、当面はそういう対策を施していった、恒久的な対策というのはある程度金かけた形で改善を図っていききたいと、そういうふうに考えます。

したがいまして、先にやるべきものはやって、それと応急的にやる分については塩カリを管理人にお願いするなりして、滑ることは一応解消していただくとかというような形をとっていきたいなというふうに考えております。

それから、今現在入居申し込み段階では、議員さん言うように非常に今入居したら長いという形の中で、なかなか住宅がどんどんあかないという状況。それから、湖北、湖南に集中すると、やはり行き来というのがなかなかないという形の中で、最近は補欠をとっていないというか、そういう状況も内容によってはございます。すべてを補欠をとってといっても、全然要素がないのにとっても期待だけです。ただ、今、議員さん言われたように、もっと長くとることによって、選考募集する手間とか何とかも含めて、そういう状況を考えたときにどうなのかということもちょっと検討してみたいと、こういうふうに考えますので、ご理解をいただきたいと思います。

ということで、答弁とさせていただきます。

議 長

以上で、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、14番、田宮議員の一般質問を行います。

14番、田宮議員。

1 4 番

第4回の定例会に当たりまして、私は4項目についてご質問を申し上げます。

1つは、財政状況と行財政見直しの必要性。

第2次の財政運営基本方針ですか、こういうものが出されておりますが、これらについて若干考え方についてお伺いする次第でございます。

1つは、この問題について12月の広報「あっけし」に出されておりますし、さらに第2次の財政の運営基本方針等については2月号の広報「あっけし」で内容を公表し、意見を聞き取り、同月中旬に町の方針として決定、公表、こういうふうにあります。この程度のことで町民の皆さんへの説明が済むというふうにお考えなのかどうか。

2つ目には、町職員への説明では、資料によりますと参加は54.9%、職員の英知を結集して難局を切り開く、そういう方向になったのかどうか。それから、残された45.1%の職員への説明はどうかとされておられるのでありましょうか。

2つ目は、施設の保守点検についてであります。

1つは、法定外点検廃止を検討中とありますが、具体的な内容についてご答弁を

いただきたいのであります。

さらに、保守点検の業務の一元化についてであります。このことについても同じように具体的な内容についてご答弁をいただきたいのであります。

法定化された保守点検については、どのように今後なさっていかれるのか、ご答弁をいただきたいのであります。

6つ目は、上部団体に対する負担金補助及び交付金等についてであります。支出根拠は明確になっているのかどうか。

2つ目は、負担金、補助金を出している団体の内容が明確に把握されているのかどうか。

3つ目は、町が厳しい財政の中から出された負担金や補助金の効果がどのようになっているのか、この点についてお考えをお聞かせいただきたいのであります。

最後は、心身障害者の支援費について。

市町村のこの事業が運営が困難になっているというふうにお聞きをいたしておりますが、実態についてご答弁をいただきたいのであります。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議 長
町 長

町長。

14番、田宮議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の財政状況と行財政見直しの必要性についての説明についてのお尋ねでございますが、町民に対する財政状況の情報提供といたしましては、今年度に入り4町の合併等問題研究会報告書の中で、平成15年3月時点での決算見込みに基づき、平成18年度には約17億円の累積赤字が予想されるとして、その内容を広報紙「あつけし」7月号で掲載しております。

その後、平成14年度決算額と平成15年度普通交付税額が決定したことから、7月末に財政推計を修正した結果、平成20年度までに約26億円の累積赤字が予想されることから、8月25日から3日間にわたり開催した合併問題地域懇談会において、このままでは住民サービスに限界が来るとの説明をしてきており、さらにその内容は広報紙「あつけし」9月号でお知らせをした次第であります。

また、12月号広報紙では、「町財政が緊急事態・厳しい財政状況を乗り切るために」と題して、町の生き残りをかけた財政改革の必要性を訴え、大きく町民サービスに影響する敬老年金の見直し、ごみ・し尿処理手数料の見直し、農業水道・簡易

水道料金の見直し、パークゴルフ場の有料化、国民健康保険税の税率改定、住民票など手数料の見直し、火葬場手数料の見直しについて検討をしていることをお知らせをいたしました。このことは、第2次財政運営基本方針の中間取りまとめの段階ではありますが、厳しさを増す財政状況の中で平成16年度からすぐにでも取り組まなければならない住民サービス見直しの内容を含んでおり、町民の皆様にご意見やご理解をいただくために情報提供を行ったものであります。

今後の取り組み方につきましては、町の方針がまとまる来年2月ないし3月において、第2次財政運営基本方針を町民の皆様にご公表を予定しており、その内容について逐一情報提供を行い、ご理解とご協力をいただきながらとり進めていきたいと存じます。

次に、町職員への財政状況と行財政見通しの必要性についての説明については、今年7月29日から8月29日まで、正職員と嘱託職員を対象に5回にわたって開催いたしました。この説明会には、できるだけ職員が出席しやすいようにするため、役場庁舎だけでなく、あみか21、町立厚岸病院でも開催し、出席率は54.9%でありました。出席できなかった職員は45.1%、169人であり、主な職域は建設課の道路維持部門、へき地保育所部門、心和園・デイサービスの介護部門、町立厚岸病院の看護師などの医療部門、小中学校の事務・公務部門でありましたが、説明会に出席できなかった職員に対しては、課長会議において職場長である課長から情報を伝達し、各職場において説明を行うよう指示をしたところであり、職場で認識がされていると考えております。

財政収支改革への提案については、平成15年度の国の地方財政対策がますます厳しい方針が出されようとしている中、職員が英知を結集して一丸となってこの難局を乗り切るために、初めに昨年11月に全職員に財政改革の提案を求め、さらに今年の6月にも再度、財政改革への提案を全職員に求めたところであります。

その結果として、職員提案のあった改革事項について、今日まで助役を委員長とする財政改革委員会において、担当課との協議検討を重ね、72項目の中間的な取りまとめ状況について私のところにも報告があり、議員の皆様にも先般ご説明をさせていただいたとおりでございます。

このほか、職員の英知を結集する方策として、私と直接全職員との対話による語る会において業務改善などの提言、さらには今年度から新たに導入した行政評価制

度により、事務事業全般にわたっての評価作業を通じて、事務事業の見直しの必要性、職員から提案する機会を設けているところでもありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続いて、２点目の施設の保守点検についてのうち、まず施設の保守点検の法定外点検廃止について、検討中の具体的内容についてのご質問であります。法定外業務としては自動ドア保守点検、ボイラー設備保守点検、電気暖房設備保守点検の３業務がありますが、いずれの場合も定期的な保守点検業務をやめた場合、現在定期点検時に行っている消耗部品などの交換はできなくなり、故障などの場合、早急対応が難しくなること、万が一故障した場合には機械本体への損傷も考えられ、多額の費用がかかることが想定されることから、法定外点検業務を廃止する方向ではなく、最低限必要な定期点検を継続してまいりたいと考えております。

次に、業務の一元化についてであります。平成８年に第２次厚岸町行政改革大綱を策定し、推進に取り組む中で、公共施設の効率的な維持管理と一元化に関して、厚岸町公共施設維持管理一元化検討委員会を庁内に設置し、施設などの維持管理業務など19業務について検討を行った結果、①自家用電気工作物保安管理業務、②防災施設保守点検業務、③浄化槽保守点検及び清掃業務、④エレベーター保守点検業務、⑤電気暖房設備保守点検業務、⑥自動ドア保守点検業務、⑦ボイラーばい煙測定業務、⑧草刈り業務、⑨ボイラー設備保守点検業務、⑩受水槽保守点検業務、⑪地下タンク漏えい検査清掃業務の11業務について、発注の一元化を図るべきとの考えが示されました。これにより、関係する課と協議を行い、業務一元化を建設課で取りまとめて、それぞれ入札・見積合わせにより委託料が決定しております。その結果、平成14年度と15年度を比較しますと、約 290万円の負担軽減が図られました。

次に、法定点検についての考え方についてであります。さきに申し述べた11業務のうち、エレベーター保守点検業務は建築基準法第12条、浄化槽保守点検業務は浄化槽法第８条から第11条、防災施設保守点検業務は消防法第17条の３の３、地下タンク漏えい検査清掃業務は消防法第14条の３の２、受水槽保守点検業務は水道法第34条の２及び同規則第23条、ボイラーばい煙測定業務は大気汚染防止法第16条及び施行令第２条の法定業務として義務づけられているものであり、継続して業務委託を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

続いて、３点目の上部団体に対する負担金補助及び交付金についてのお尋ねです。

が、まず支出根拠は明確になっているのかについてのご質問であります。上部団体の負担金・補助金には法令上定まって支出する負担金のほか、地方公共団体が構成または加入している各種団体など任意の負担金、さらには補助金として事業や研究の育成・助長のため、法令や公益上必要があると認めた場合に予算措置によって交付するものがあります。

平成12年度から平成15年度の間に、厚岸町が加盟している上部団体と言われるもので、負担金では全国組織のもの37件、全道組織のもの 104件、管内組織のもの92件、2町で組織しているもの9件の計 242件、補助金では全道組織のもの2件、管内組織のもの1件、2町で組織しているもの6件の計9件となっており、負担金・補助金として平成15年度当初予算ベースでは合計金額で計 2,555万 3,000円が予算計上されております。

これら上部団体の支出根拠は、各種団体の規約・規定に定められ、目的を達成するために計画と予算が決定され、その構成団体である厚岸町も、それを承認することで支出が執行されているものであります。

次に、団体の内容を明確に把握しているのかというご質問であります。基本的には年に1回の総会によって、事業内容及び計画、予算及び決算が示され、構成団体及び会員相互の理解のもとに明らかになっているものであります。

次に、負担金・補助金の効果はどのようになっているのかというご質問であります。負担金・補助金については平成14年度から予算配当方式の導入により、その予算枠の範囲内で各事業担当課により、各種上部団体に対する事業効果の判定を行い、負担金・補助金の必要性を十分評価検討した上で、毎年予算要求がされているところであり、これら団体に加入することにより、専門的または固有の事務事業について関係市町村が組織として国や道に要請や陳情をしたり、お互いの情報を交換したり、その団体の研修会などに参加して職員の資質の向上が図られていると考えております。

しかし、これら事務事業評価の効果については、一定の基準による客観的な評価により、費用対効果の判定を行う必要性から、行政評価の推進方針を今年9月に定め、厚岸町行政評価制度の基本的考え方として策定をいたしましたので、これに基づく事務事業評価実施要綱によって、平成14年度から行った事務事業予算編成の項目に基づき、事務事業ごとの評価を行う作業に取り組んでいるところであります。

その行政評価制度による評価対象の初めの取り組みとして、平成14年度決算と平成15年度予算をベースにした上部団体の負担金・補助金について、平成16年度の予算編成に当たり見直しを行うことにしておりますので、ご理解願います。

続いて、4点目の心身障害者支援費についてであります。その支援費制度という内容について、まず申し上げます。

本年4月1日から、障害のある人への福祉サービスが新しくなりました。これまでのように、市町村が利用者を特定し、サービスの内容を決定する措置制度から、利用者みずからが事業者やサービスを選択できるように、支援費制度として障害者福祉サービスが変わったものであります。支援費制度は、利用者である障害者みずからがサービスを選択し、障害者と居宅サービス事業者や施設が対等な立場に立ち、契約を交わしてサービスを利用するという、障害者の自己決定が尊重される新しい利用の仕組みです。この支援費制度による福祉サービスの利用により、利用者に支援費の支給が行われることとなります。ただし、代理受領の方式により、現実的には利用者を經由せず、直接事業者への支払いが行われます。

そこで、この支援費の支給に要する費用についてであります。身体障害者福祉法などは、その費用について市町村の支弁とする規定がなされております。また、その市町村が支弁する費用については、身体障害者福祉法などでそれぞれ都道府県の負担及び補助、国の負担及び補助について規定されております。都道府県の負担は4分の1、都道府県の補助は4分の1以内、また国の負担は10分の5、国の補助は10分の5以内と規定されているところであります。国と道による負担が伴いますのは、施設訓練など支援費となっており、居宅生活支援費につきましては、国と道はそれぞれ基準以内で補助することができるとなっております。

厚生労働省は、支援費制度財源に係る国の動向などについては、特に市町村に対して通知などは行っておりませんが、平成15年11月14日付で北海道保健福祉部障害者保健福祉課長から、各市町村障害者福祉担当課長あて、厚生労働省から情報提供があったという内容のお知らせがありました。その内容は、国が補助することになっている居宅生活支援費のホームヘルプサービスの5カ月分の実績が4月分に比べ12.3%伸びているなどの内容で、対前年度比14.5%増とした国における平成15年度ホームヘルプサービスなどの予算執行の考え方などについてでありました。その基本方針として、国としては事業費の2分の1を補助することができるよう最大限努

議 長
1 4 番

力する。国庫補助金の配分は、国庫補助基準額をもとに市町村における利用実績に応じて、できるだけ公平に配分するとなっております。

お手元にごございます資料で申し上げますと、当町における影響につきましては、下段の居宅生活支援費欄の小計、平成15年度の歳入、国の欄にあります 352万2,000 円を国庫補助金と見込んでいるところでありますが、具体的影響額につきましては現時点では、国庫補助基準額案を上回る利用の状況にはございませんので、大きな影響はないのではないかと考えているところでございます。

なお、厚生労働省からの情報では、12月下旬から1月初旬に配分予定額の伝達が行われる予定となっているところでございます。

以上でございます。

14番。

第1回目のご答弁をいただきました。

2回目の質問をさせていただくわけでございます。

1点目の問題であります、今月出された広報「あつけし」、これを見ていきますと、今ご答弁なさったように町財政が緊急事態だということが最初に書かれて、次にそういうことで7項目の住民サービスの見直しを提起するんだということが書かれております。

私、これを見まして感じたのは、まずごみであるとか、あるいは戸籍であるとか火葬場であるとか、これはもう昭和54年とか、あるいは昭和56年とか、古いものは昭和44年から改定しないでずっときているんだと、だから値上げなんだと、財政が苦しいから値上げなんだと、こういうことが書かれておるわけです。言ってみれば、それしかないんです。

私、これ町民の責任でこういうふうになっているのかと、そうではないと思うんです。先日、私はNHKの「プロジェクトX」という番組を大体欠かさず見ている方ではありますが、この前の日曜日、浜中診療所のかつての道下先生が出られました。その中で先生が言われていることは、私は患者のカルテを書く、見る。それは、表には病気の状態、あるいはそのためにどういう投薬が必要かと、こういうことが書かれている。私はカルテの表だけではなくて、カルテの裏を見るんだと。そこには、患者の経済的な問題あるいは日常の生活の問題、いろいろとあるというふうなことを言っておられましたけれども、私は町の政治でもそうではないかと思うんです。

今、町民がこの長引く不況の中で、負担はふやされ、給付は削られ、こういう状況ですよ。前にもお話したとおり、日本経済の6割を占めるというふうに言われている家計をどう支援していくか、こういう政策はさっぱりとられていないんです。それとは反対に、今言った負担の増加、給付の削減ということで、大変な状況になっている。これはさらに、ひどくなるような状況でありますね、毎日の新聞に出ておりますが。

そうしますと、そういう状況の町民の皆さんの生活の実態を考えられて、そういうことがあるけれども、町としてもこういう状況でこうなんだという、私はそういう心遣いといいますか、配慮というのか、それがないのではないのか、欠けているのではないのかというふうに思うんです。本当に値上げなしにやっていく方法はないのかどうなのか、そこのところはこれからこの12月議会では、ここに書かれたようなことが既に議会に提案されてまいります。議会も、これは真剣に論議をしなければならないということになってきているわけでありますが、私はその前提として、このことについてご答弁をいただきたいのであります。

その次には、町職員の皆さんへの問題であります。

説明会を、この資料を見ましても、これまでの経過ということで、何月何日にどういうことをやったというのは今、町長からご答弁いただきましたが、そのことが表になってあらわされております。私は、財政が困難な折に、ただ説明だけで済まされているというふうには思いませんが、本当にそのことによって町の職員の皆さんがこの財政の困難さをどういう方法で打ち破っていくのかと、足を踏み出しているのだろうか、そういうふうな町職員への訴えになっているのだろうか。私は一人一人にお伺いをしたわけではありませんからわかりませんが、出てくる行動として何があるのだろうかということでもあります。

今、ご答弁の中にもありましたが、資料の中にもありますけれども、職員から提案をしてもらったと。それを助役をキャップにする検討委員会で取り上げてやってきたんだというふうに言っておられるけれども、一体何人の人から何項目の提案があったんですか、具体的に。そのことをお伺いしたいのであります。

次に、施設の保守点検の問題であります。

随分と、忙しい中時間を割いて資料を出していただきました。そのことについてはお礼を申し上げます。

私は、この資料はこの議会だけで終わらせるものではなくて、やはりこれからこの資料も今の財政が困難だという中で、どういうふうにしていけばいいのかという指針にしたい、資料にしたいというふうに考えております。この一つ一つについて、一般質問でお伺いをするわけにはまいりませんので、具体的なことは予算なんかの段階でまたお伺いをいたしますけれども、基本的なことについてお答えをいただきたいのでありますが。

資料をいただいた中で、施設保守点検の法定外点検の廃止ということで、これは検討中というところに丸がしてあります。そして、自動ドアの保守点検、給排水設備点検、清掃業務など、施設ごとに取りやめ、または回数減とする方向で検討中だというふうにあります。私がこの問題を総体的に取り上げた一つの目的は、見直しの問題であります。今、住民負担が増加するという時点に差しかかっているけれども、この委託料はどうなんだろう、もっと削れないだろうかというふうに私も考えて一つは取り上げました。

しかし、もう一つは、そのことによって安全が損なわれるようなことになっては困るわけであります。自動ドアというのがありましたので、自動ドアというのは割合に事故が多い、あるいは子供に事故が多いというふうにも聞いております。手を挟む、体をぶつける、体を挟まれるというふうなことです。町長のご答弁では、これは全面的に廃止するという事ではないんだというご答弁でございましたのでよろしいのですが、こういう問題について一つ一つ、財政的な問題もあるけれども、安全の問題もあるし、ご答弁の中にありましたように、その施設や機器がどういう状況にあるのか、整備が必要なのか、あるいは修繕が必要なのかというふうなことも、それで見つけていくというようなこともあるわけであります。そういうことで、もう少し具体的にお答えをいただきたいというふうに思うわけであります。

それから、この中で業者業務の委託料というものがあります。これはもう多種多様であります。いろいろな性格のものもありますから、一様に論じられない点もあると思いますけれども、これは決算でお伺いをしたり、あるいは予算で具体的にお伺いをしないと、ただ一般的にここで聞いたのではと思うのですが、私はこれが具体的な資料といいますか、もう少しわかりやすいようにこの問題について積算根拠はこうなんだということについて、予算の段階でもお伺いをしていきたいと思いますので、そのときはきちんとしたご答弁をいただきたい。

また、値上げの問題等について、議会が特別な体制でやっていこうというのが、この前の議運のお話でありました。資料として、またお願いをすることもあるかというふうに思いますので、よろしくをお願いをしたいわけであります。この点について、今一つ一つこれはどうなんだということにはなりませんから、お伺いをしますが、そういうことでその時点をお願いをしたいというふうに思うわけであります。

次に、法定点検については、これはご答弁にありましたように、消防組織法であるとか、浄化槽法であるとか、それぞれの根拠法がありますから、これは手をつけられないと、回数を減らすと。例えば、年に何回とか、あるいは何年に1回とかというふうになっています。こういうものについて、現状のままいくのかどうか、もう一度具体的にお答えをいただきたいと思います。

それから、もう一つは、例えば情報館であります、防煙のための防煙垂れ壁保守点検というものがあるようでありますが、しかしこれは1回点検のためにその壁をおろすと、5万4,000円かかると。あるいは移動壁の保守点検については、1回やると10万8,000円かかると、こういう高額なものがあるんだそうです。ところが、いざというときに保守点検がやられてなかったために、大きな損害をもたらすということも考えられるというふうに思うのですが、この点については設計時からわかっていながら、こういうものがつくられたのか、あるいは必要だからつけざるを得なかった。しかし、保守点検は高額のために予算計上できない、やれない、こういうものなのか、その点についてひとつ具体的にお答えいただきたいということであります。

次に、上部団体の委託料の問題で、負担金・補助金の問題であります。

町長もご答弁ありましたが、もう少し具体的にお伺いしまして、行財政課で平成16年度の予算の編成方針、こういうものをおつくりになっておられます。この中で、負担金補助及び交付金について記述があります。町内にあるいろいろな団体に対する補助金については、こういうふうに書かれています。平成15年度同様に、商工会と社会福祉協議会以外はすべて配当外で5%減、減額分の1,000円未満は切り捨てで見積もること。また、行政評価に基づき、既成事実にとらわれることなく、設立の趣旨、事業内容、予算・決算等、要求内容をもとに剰余金、自己財源の比率、飲食費などの公共的活動以外の経費に充てられないかを再検討して、その趣旨を関係団体に伝え、削減抑制を図ること。平成12年11月11日付の助役の通知、補助事例と

補助金の支出についてを備考することを前提に十分検証して、積算根拠を明確にして煮詰めるというふうにあります。町内の団体については非常に厳しいことで一律査定が行われているというふうに思います。

では、上部団体はどうか。これほどの厳しさはないんですよ。町長のご答弁にもありました。これはきっと、ご答弁で言われている基準のことだろうというふうに思うのですが、上部団体等の負担金については、これは上部団体とは書いてありませんが、文意はそうだろうと思うのですが、行政評価の次の基準で各課の再評価を求めるもので、脱会などによる削減抑制を図ること。①会員会費としての情報及び資質向上、研修機会などの提供を行う負担金または事務執行において、十分なメリットに乏しい負担金。②管内、全道、全国に連なる団体等の負担金で、下部組織に加盟しているものは全国、全道負担金、基本的に全国組織は脱会を検討。③組織目的が不明確な団体、組織内の交流親睦を主体としている内容の団体等負担金というふうにあります。これは町長言われたように、平成14年からこういうことでやられているということなのかどうか、この辺ははっきりしませんが。

こういうふうに、町内の団体補助金と上部に対する団体補助金については、明確に差があります。私は、この上部団体の補助金の問題については、随分以前にも取り上げました。そして、補助金の支出を見ますと減っていない、まあまあ甘く見て横ばいです。この辺について、もう1回具体的にご答弁をいただきたいということでもあります。

それから、さっきの委託料にちょっと戻させていただきますが、委託料についてはこの編成方針の中では、こういうふうに書かれています。施設の管理や保守点検、事務や業務の委託など、最近増加傾向にある経費であるが、安易な1社随意契約を行わず、必ず競争原理を働かせて業者を選考することを前提に見積もること。また、施設の管理委託は委託先が限定され、委託金額が固定化の傾向にあるので、安易に委託業者等の見積もりをそのまま予算計上することなく、必ず精算根拠を確認した上で予算見積もりをすることというふうになっていますところを見ると、いいかげんとは言わないけれども、かなり甘い側面があったんだなと。平成15年度、一応こういう方針で委託金については見ますということが言われているんです。こういうことについて、それでは一体どの程度の削減を数値としてお持ちなのか、お持ちでないのか、そのことについてご答弁をいただきたいということでもあります。

議 長
行 財 政
課 長

次に、心身障害者支援費についてであります。支援費の問題については承知をいたしております。ただ、心配いたしましたのは、居宅の心身障害者のヘルプが増加をして、予定していたよりも全国的にふえたので、約50億円からの予算不足になったと。だから、国は予想される予算不足について十分な財源補填を行ってくれというのが障害者団体や市町村から声が上がってくるというふうなことがありましたので、厚岸町ではいかがかということでお尋ねをいたしました。先ほどのご答弁でありますから、これはこれでよろしいというふうに考えております。

行財政課長。

まず、第1点目の財政状況、行財政見直しの関係でございますけれども、この関係につきましては、現在進行中の財政運営基本方針、この延長上で今第2次の財政基本方針を作成しているという状況であります。

その中でも、文言については、基本的にはこの財政運営基本方針の、基本事項については変わるものではないというふうに考えておりますし、その延長上であるということをまずご理解を願いたい。その上に立っての第2次の運営基本方針を策定しているということがございますので、平成14年度に示しました、これの発展をさせる、または厳しい財政状況がこの段階で考えることができないものもありましたので、それを前倒しをするという観点で物事を進めているということでもあります。具体的な数値を含めて、今後は明確にしていかなければならない部分がありますけれども、こういう中の財政状況の厳しさを町民含めてご理解をいただいている中で物事を進めているということを、まずもってご理解を願いたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、この財政運営基本方針につきましては、非常に今後の中において、今までの改革につきましては役場内部の改革で何とか財政状況を堅持してまいりましたけれども、今後の中においてはそういうものも含めて、町民の負担もいただかなければならない状況に相なったということでありまして、そういうことを今回の第2次の中で明らかにしていかなければならないという状況であります。

そういう意味からして、非常に厳しい町の状況も踏まえて、この財政運営をつくっていかなければいけないというふうに考えておりますけれども、いずれにいたしましてもこれらの状況を踏まえながら、役場内部の改革、それと町民にお願いをしな

ければならないものも含めて、これらの財政運営基本方針をまとめていかなければならないということを、まずご理解を願いたいというふうに思っております。

それと、町職員の状況でございますけれども、この厳しい財政状況の中での提案を含めて、どういう状況だったのかということでございますけれども、これは委員会等の中でもお話をさせていただきましたけれども、今回まとめているものについては72項目になっております。

そういう中で、全体では、そのときにもお話いたしましたけれども、93項目の状況が出てまいりました。これは、実は負担金補助及び交付金の中の改革案がありまして、その部分については行政評価の中で今評価をしている最中でございます、その中に統括をさせていただいたと。行政評価の中には、負担金補助及び交付金の改革を含めて、各担当課で取り組んでおりまして、それらと重複する部分もあったということで、そういうものも含めてそちらの方に統合をさせていただいて、物事を進ませてもらっているという状況であります。

それで、その状況でございますけれども、全体的には54.9%という参加率だったということでございます。しかしながら、この中身を分析していきますと、役場庁舎、あみか、事務的職員といいますか、正職員については83.3%、嘱託で66.7%と。それで、82.7%の事務職員の参加を得て、意見交換も含めてとり進められております。残念ながら、出先及び技術系の部分で正職員として42.6、さらに嘱託職員については2.2ということでありまして、34%のこの説明会の参加ということに相なりましたけれども、先ほど町長の答弁から申し上げましたけれども、職場長を含め、これらの内容について、厳しい状況の中の状況の理解と、また各担当課で進めております事務事業評価も含めて、各担当課が取り組んでいるわけでございますから、そういう意味でも職員の認識ということをお願いをしております。

それと、私の方から負担金補助及び交付金の関係についてお話をさせていただきますけれども、この負担金の関係につきましては、実は平成14年度から、今年の予算もそうでございますけれども、配当予算方式ということでございまして、各現課による調整ということの基本にやっております。

そういう意味で、今回の負担金の取り組みにつきましては、平成16年度の予算編成により、これらの項目について取り組んでいくと。1件審査といいますか、枠配

当から1件審査に変えまして、この項目によって進めてまいりたいというふうに思っております。負担金の関係につきましては、平成9年の3月だったと思っておりますけれども、上部団体の負担金ということの質問をいただいているところでございますけれども、その間ある程度の見直しが行われましたけれども、基本的に評価基準をもって評価をしたということにはなってございません。

そういう意味で、今年度取り組みを行い、来年度予算の中で反映をしていきたいというふうに思っておりますし、これが相手のあることでもございますから、1年間で解決できるということも基本的にはすべてができるというふうには思っておりますけれども、今年度の取り組みを初年度として、平成16年度予算の中からこれらの負担金について、負担金と補助金の差ということも今質問者からおっしゃられましたけれども、それらを含めて取り扱いをしていきたいというふうに思っております。

それと、平成16年度の予算編成の関係でございますけれども、特に厳しさを増す財政運営を乗り切っていくという部分で、この予算編成につきましては委託料を含めて負担金、備品購入費、さらに需用費等々のすべての項目にわたってアンダーラインを引いて、この編成をやっているわけでございますけれども、今までこの委託料について置き去りにしたということではなくて、これはその中の予算編成、そのときそのときの状況の中で編成をまいっております。

ただ、どうしても委託料につきましては、町内に他業者がないということを含めて、1社随契も含めてあった部分もございます。そういう意味も含めて、競争原理を今後の中では働かせていかなければならないということを含めて、新年度の予算編成の中に盛り込んだことでございますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

議 長

建設課長。

建設課長

私の方から、施設の保守点検の関係でのご質問でございますけれども、法定外点検については質問者が言われるとおり、当然施設そのものが法定外だからといって何もしないと、やはり安全という形の中では問題もあるだろうと。さらには、定期的に点検することによって、安い費用で長く物が使えると。結局、それをやらないことによって、損傷したときに大きな問題になって、大きな経費がかかるというような問題も考えていますし、当然いざという段階では、緊急処置する段階では、先

ほど言いましたけれども、業者さんそのものも、皆さん災害起きたときにはいろいろありますから、そういったときの対応も含めて、やはり管理を定期的に行っていることによって、それらの対応も早いという形で考えてございますので、法定外点検についても必要最小限という形の中で対応をしていきたいと。先ほど町長の答弁の、また繰り返しになりますけれども、そういう考え方で進めていきたいと考えております。

さらに、法定点検については、町長が答弁したように、それぞれ法基準に基づく義務でございますので、当然やっていかなければならないという形の中では、継続してそれらについては委託していきたいと。ただ、経費の軽減等については、特殊な機械等を使っている部分もございます。そういう部分については、やはり競争原理が働かない部分等もございますけれども、それらについては見積もり金額を十分チェックした上でやっていかなければならない問題もございますし、ある程度競争できるものについては競争原理を働かせながら、経費の軽減という形は考えていきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長
教 育 長

教育長。

私の方から、情報館の保守点検についてお答えいたします。

防煙垂れ壁についてでございますけれども、設置につきましては建築基準法に基づいての設置でございます。保守点検については、法定外点検ということになるわけでございますけれども、2階の防煙垂れ壁が非常に高い位置に設置されているということで、一たん落とすと足場を組んで修復しなければならないということで、高額な費用がかかるということでございます。

現在まで、建設当時に落として点検を、もちろん作動確認をしておりますけれども、その後足場を組む機会がなかった——電気の保守についても足場を必要とするというふうなことがございますけれども、なかったということで今まで点検できておりませんけれども、今後ここの部分についても何年かに一遍は必要ではないかというふうに考えます。

また、移動壁の保守点検でございますけれども、これにつきましては業者の方は5年に一遍程度の点検が必要ではないかというふうに言っておりますが、手動で動く壁ですので、これは実際に僕たちが押していく中でのひずみというのは感じられております。そういう意味でいうと、ひずみが出た段階で業者さんには何度か右左

のゆがみみたいなのは、点検ではなくて作動不良みたいな形では見てもらっていますので、これについては私自身は何年に一遍の定期点検という形は必要ないのではないのかなというふうに考えております。

議 長 14番さんの3回目の質問は午後にしたいと思います。

(「よろしいですよ」の声あり)

議 長 それでは、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時とします。

休憩時刻 1 1 時 5 6 分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻 1 3 時 0 0 分

14番、田宮議員の3回目の質問を行います。

14番。

1 4 番 それでは、3回目の質問であります。2回目の質問の答弁は答弁になっていないんですよ。何でおれ3回やらなければならないか、まだ2回半くらいですよ。

それで、いたし方なくやりますけれども、2回目にお尋ねをしたように、町民の皆さんに対する説明というのは、何年から値上げをしていないから当然のように、悪く言えば高飛車にですね、財政が苦しいから値上げをするんだということでは、私はだめだと思うんです。やはり情理を尽くして、かくかくしかじかで現下の状況のもとで、町民の皆さん大変負担をおかけするけれどもと、せめてそのくらいのことをやる。結果はどうなるかわかりませんが、そのくらいの配慮が、やはり心配りが、町政に携わる者としては大事ではないのかなというふうに思うのですが、いかがでありますか。

それから、職員の皆さんについても、答弁らしい答弁は返ってきておりません。この苦しいときに、一人一人の職員の方が、私は職種にかかわらないというふうに思うんです。事務系だからどうだとか、技術系ならだめだとか、掃除をやっている皆さんにはそんなに関係ないんだとか、そんなことではないと思う。この役場の中で、正職員であろうが、嘱託であろうが、臨時であろうが、一人一人の方に状況を訴えて、どういう方法で切り抜けるのか、知恵を貸してほしいというふうなことが今大事なのではないのかなというふうに思うんですよ。そういうふうにしてやらなければ、だめだと思うんです。

そういう点で、職員に提案をして、提案を出してくれということで提案も得たと。

だから、何人の方から何項目、そういう提案があったのかとお伺いして、何も答弁ないじゃないですか。はっきり答えていただきたい。

委託料の問題については、私が一般質問をした基本的な点は、財政困難だと、そういう中で委託料そのものも見直す余地はないのかということが基本だということは申し上げました。しかし、今まで保守点検をしていたものについては、安全性の問題もある。特に、自動扉などは、聞くところによると、子供にも被害を与えかねない、そういう面があるんだということもお聞きをいたしました。そういう点で、これは財政が苦しいからやらないということにはならないのではないかと。それぞれ年に何回とかというのがあるようではありますが、もう少し具体的にその点もお聞かせをいただきたいということでもあります。

それから、点検業務の一元化については、これは見積もり合わせなり入札なりをやって、そして例えば建設課で一括してそういう方策をとって、全体の数値を下げると、これはこれでわかります。ただ、セクションによっては、安いだけでは困るのではないだろうか。例えば、今までのかかわり合いで特定の業者と委託をしていた。具合が悪くなると、すぐ飛んできて見てくれると。金の問題だけでも見られない部分があるのではないかという声もあります。そういう点についてはいかがでありましょうか。

それから、もう一つは、行政業務委託料の問題であります。

先ほども申し上げたように、いろいろな性格を持った委託料で、一つに統一されたものではありません。それぞれがそれぞれの役目を果たしていますから、一括には言えないかもわからないけれども、やはり見直す余地が十分にあるのではないかと。そういう点で、具体的に何らかの方策をおとりになるのか、数値をもって、例えば3%は下げるとか、5%は下げるとかというふうにお考えがあるのかどうか、お伺いをしたいということでもあります。

それから、上部団体に対する負担金・補助金の問題であります。

これも、あなた方がお出しになった平成16年度の予算方針の中、あるものを読み上げてお話を申し上げました、釈迦に説法であります。これについても、例えば町内の団体については商工会と社会福祉協議会以外は、すべて配当外で5%減と、明確な数字を出しております。もちろん、上部団体に同じようにいかない面は、ご答弁なさった、そういう面も十分わかります。

しかし、少なくともここで指摘をされているように、再評価の基準を設けて、それぞれ再評価を求める、脱会などによる削減抑制を図るということについては、この平成16年度の予算編成方針をつくる際に、具体的な点は既におわかりになっておられるのではないかと。平成16年度、一生懸命考えて削れるものは削れという筋合いのものではないのではないかとというふうに思うのですが、これについても少なくともどのくらい削るのか、明確な数値というものが立てられないわけではないのではないかとと思うんです。

ご答弁にもありましたけれども、去年は 2,535万 7,090円、14年度は決算、15年度は予算でありますから、これはどう変わっていくかはもちろんわかりませんが、当初予算では去年を上回っているわけです。ですから、これだって目標を立てなければ、明確にならないのではないかとというふうに思うのですが、いかがでありますでしょうか。

以上です。

議 長
町 長

町長。

まず、私からお答えをさせていただきます。

財政状況と行財政見直しの必要性、さらにはまた町民に対する情報提供の関係について、まず答弁をさせていただきたいと存じます。

若狭町政の、まず基本姿勢をお話をいたしたいと存じます。

私は、それぞれの町民の家庭に例えれば、私はおやじだと思っております。すなわち、厚岸町とする一つの家庭、家族のおやじとして、一人一人が幸せになると。そして、厳しいながらもよい生活を営むことができる。そういうまちづくりを私は願いながら、厚岸町のおやじとして町政の推進をいたしておるつもりでおります。その中で、やはりかまどが厳しい、しからば家族一人一人の満足度を高めるにはどうしたらいいだろうか、それが今日の財政改革であります、見直しであります。

そういう中で、やはり場合によっては我慢してもらう点もあるわけであります。そういう意味において、今後町民に対する厳しい財政事情をお話ししながら、町民の行政サービスを低下しないように、しっかりと健全財政を維持しながら、行財政を運営していかなければならない、そういうように私は考えておるわけでもございます。

ただいま田宮議員から質問がありましたとおり、本当に見直しをするということ

は大変なことであります。そういう意味において、町民に広報を通じ、さらにはまたいろいろな場所において、また町職員、特にこの厳しさを、難局を乗り切るためには、一緒になって乗り切っていかなければならない。

先ほど、経営感覚というお話がありました。道下先生の例をとりながらお話がありました。私もそのとおりに考えておるわけでございまして、やはり町政であろうと、経営感覚を持って運営をしていかなければならないわけでございまして、強く町職員の意識改革の中で訴えをいたし、ご理解をいただいております。

それと同時に、やはり町民に対しても、そういう意識を持ってもらいたい。今までは、行政だけでまちづくりはできたと思います。すべてを町政に頼れば、物事ができたんだと、そういう時代であったと思います。しかしながら、今日では残念なことに、大変厳しい財政事情であり、そのためにはやはり町民みずからが、我々はまちづくりに当たって何ができるか、そういう姿勢に立ってもらいたいと。そして、できない点については行政にお願いをします。

すなわち、私が目指しております協働のまちづくりというのは、そこにあるわけでございまして、そういう意味において見直しについてのご意見、今後とも町民に対して情報を提供しながら、理解を求めてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

さらにはまた、上部団体のことでありますが、予算編成に当たりまして、先ほど財政課長からお話がありました。見直しをしなければならないことについては、以前から見直しをさせていただいております。負担金及び補助金の考え方として、一定の基準を持ちながら、予算編成に当たっておるわけでございまして、ただいまなお一層のご指摘があったわけでございます。行政評価の中で、さらに見直しをしていかなければならない点があるならば、見直しをしてまいりたいと、かように考えますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他につきましては、また担当課長から答弁させます。

議 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

私の方から、職員の財政状況の説明状況、認識の状況について、まずお話をさせていただきますけれども、先ほど本庁を含めて出先、技術関係というふうな数値、受講者受講率を申し上げましたけれども、決して正職員、嘱託職員、臨時職員の部分で区分けして、この厳しい財政状況の内容を提供しているわけではございません

し、同じような認識を持って接しておりますし、そういうことを情報としても提供しているということでございます。

それで、先ほど答弁漏れがあったかというふうに思いますけれども、財政運営基本方針、平成14年度に立てました。その改革項目が示されておりますけれども、それ以外に行財政に関する見直し部分はないかということで、職員に周知をしたところでございます。その中で、具体的には11人、1グループ、93項目、ですからこれらの平成14年度に立てた以外の部分では、一部重複もありましたけれども、以外でこの見直し案をとったわけでございますけれども、そういう団体での意見要望等がありました。そういう中で、従来の中長期で行っている改革案、まだ具体的指針が立っておらないものもあるわけでございますけれども、それを含めて先般、中間の見直しを称しまして、第2次の行政改革の数値目標を、全部ではございませんけれども、示させていただいたところであります。

それと、委託料の見直しについて、当然進めているわけでございますけれども、これにつきましては数値目標的には、今の段階では配当予算の中に入っております。基本的には、平成16年度においては12%という中で、各担当課で調整をしていただくということになっておりまして、この委託料が2%を基準に見直しがされるという状況に相なるのかなと。すべてが委託料の中で、担当課の枠配の中で、その任をゆだねておりますので、一律ということにはなりませんけれども、そういう形の中での基本的には2%ということの中で、この見直しが図られていくべきものというふうに、今後の中で進んでいく話でございまして、なっていくのかなというふうに思っております。

それと、上部団体の補助金でございます。おっしゃいますとおり、補助金については5%ということで、基本的な縮減を示させていただきました。それと、上部団体の関係でございまして、これは全道の町村会、また管内の財政専門委員会がございまして、いずれにいたしましても私どもの立場といたしましては5%、今年度この補助金に見合う5%という縮減率をもって、各会議に臨んでまいりたいというふうに思っております。

それと、さらに会費関係の負担金関係につきましては、これは取りやめも含めて、上部負担金ということの見直しを行政評価の中で進めていきたいというふうに考えております。ですから、金額的に今積み上げしている最中でございまして、具体的

に幾らという額を示すことは今できませんけれども、率といたしましては上部団体も含めて、これは我々も属しているわけでございます、その団体の中に。そういう中での５％の縮減、さらには上部団体の、取りやめも含めて、今その作業に当たっている状況でございます。

議 長

建設課長。

建設課長

２回目の質問だけでは十分な答弁に至らないで、まことに申しわけございません。具体的な内容という形の中で、点検関係の回数等の関係でございますけれども、特に自動ドア関係についてはばらつきがございまして、全７施設のうち、役場本庁舎は年３回、それから特老ホームについては年４回、酪農ふれあい館については３回、デイサービスセンターについては４回、本の森情報館については３回、町立厚岸病院には２回、保健福祉総合センターについては２回と、２回から４回の自動ドアについては年間の点検日程になってございます。

次に、電気暖房関係では、特に学校関係の方ですけれども、年２回の点検という形になってございます。それから、もう一つ、保育所関係については年１回という形での点検になってございます。

次に、ボイラー設備については、各施設ございますけれども、年１回という形の定期点検という形になってございます。

それから、質問者が言われましたとおり、安ければいいという形ではなく、点検していただくためには、当然そういう形の中では支出のある形でやっていただくこととなりますけれども、金額が安ければいいという形ではなく、万が一の場合には相当の事故も起きかねないので、そういう資質のある業者を選定しながら、的確に対応をしてもらうような形で業者指名し、入札見積もり等々で業務委託をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長

以上で田宮議員の一般質問を終わります。

次に、４番、小澤議員の一般質問を行います。

４番、小澤議員。

４ 番

私は、本定例会に、さきに通告してございます厚岸町の農業政策についてお尋ねするものであります。

その１つとして、国が示す平成１６年度の予算の、国から地方自治体への補助金の中で、農林水産省として４４０億円削減するとしていますが、その中で中山間地域等

特別支払交付金51億円を初め、各種補助金の削減が含まれております。我が町の酪農に対する影響も非常に大きいと思うが、今後の対応についてお尋ねをいたします。

2つ目として、家畜排せつ物管理法の完全実施による我が町の対応についてであります。

平成16年10月に、この家畜排せつ物の管理に対する法律、いわゆるその網がかけられるわけでありますけれども、町内酪農家が全部整備されているとは言い切れない、未整備の方もかなりいるわけでありますけれども、今後の対応についてお尋ねをするものであります。

3つ目として、町内2農協の合併により、当初より計画をしていた酪農支援センターの建設について、今後の見通しについてお聞かせいただきたいのであります。

以上で1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

町長。

4番、小澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、国の補助金削減についてであります。政府は2004年度の予算で国から地方への補助金1兆円の削減を打ち出したことから、各省庁でその検討状況について財務省に報告し、その内容がおおむね固まった旨の報道があったところでございます。この問題は、単に補助金の削減のみならず、国が進める三位一体改革の一環として、地方への税財源や権限移譲など、国と地方の枠組みであります地方分権につながる大きな問題であると受けとめているところでございます。

そういう中で、小澤議員のご質問のように、酪農にかかわる農林水産関係の状況というものが大変厳しくなっております。これは、農業関係のほか、水産・林業関係も含んでおりますが、公共事業費の削減で316億円、中山間地域等直接支払交付金など117億円、植物防疫事業交付金などの一般財源化7億円、そして農業委員会などの交付金の削減であります。今後3年間で2割程度の縮減を行うとのことであり、現在出されているだけで総額で440億円となっております。これらの情報は、私どもにおいても新聞などの報道が主体であり、現在のところこれによる地方への具体的な影響は今のところほとんどわかっておりませんが、これらが実施されることになると、農村地域の基盤整備のおくれを初め、中山間地域の集落活動の後退や農業委員会の活動の低下を招くことも懸念されますし、市町村の財政にも大きな影響が出てくるものと考えます。

議 長
町 長

これまでも、地方交付税の削減や補助金の削減が既に行われており、本町においてもあらゆる行財政改革を進め、対応してきておりますし、道の普及事業も既に組織改革が実施され、また農業委員会もその系統において組織のスリム化が進められており、さらなる削減が行われてくると、国の税財源の適正な移譲がなされない限り、今までの以上の財政負担には耐えられない状況であります。

したがって、国の三位一体と言われる改革が具体的に見えない中、報道にある国の補助金などの削減だけが先行したときは、特に財源移譲のない公共事業などには大きな影響が出て、場合によっては事業の中止をしなければならない状況も出てくるものと考えられます。本町にとって、酪農業は重要な基幹産業でありますし、現状で多くの課題を抱える状況においては、引き続き各種施策に取り組まなければなりませんから、この状況を厳しく受けとめ、情報収集を進めながら、これらの推移を見て、的確に対応策を判断していかなければならないと考えています。

続いて、2点目の家畜排せつ物管理法の完全実施による我が町の対応についてお答えいたします。

家畜の排せつ物が環境へ及ぼす影響を防止、土づくりのための資源として有効活用を進めるなど、適正に管理・利用促進を図るための家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進に関する法律が平成16年11月1日から本格施行になることから、町内の酪農家においてもその基準を達成するため、各種補助制度により施設の整備を進めている状況にあります。

町のこれまでの整備状況を申し上げますと、現在管理基準が適用される家畜飼養農家総数は124戸で、このうちこれまでに整備済み農家は95戸であり、今後平成16年度での事業で整備を予定している農家は11戸となっておりますが、事業予算などが満度でないことから、農協において現在調整中であります。平成16年度まで整備を予定している農家が全部完了したとして、本町の整備率は85.5%となる見込みであります。現状で整備の方針を決めていない残りの18戸の整備内容は、今のところ具体化しておりませんが、現在引き続き畜産環境整備リース事業を要望していくほか、防水シートなど、簡易施設による整備対応を検討しているところであり、この基準達成のため農業と連携し、農家指導をしてまいりたいと考えております。

続いて、3点目の酪農支援センター建設についてお答えいたします。

本年5月の町内2農協の合併に伴う両農協の懸案事項として、町に対して強く要

請されていた、仮称であります、酪農支援センターの建設に対する助成については、平成16年度事業化を目指して、防衛庁調整交付金事業でこの実施を図るよう、現在、防衛施設局と協議を重ねているところであります。現状では事業採択は決定されておりませんが、地域酪農の中核的施設として農家の経営安定に資する施設であると考えておりますので、本町としても現在取りまとめ策定中の第5次3カ年実施計画に計上できるよう、鋭意とり進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議 長
4 番

4 番。

ただいま町長答弁にもございましたとおり、中山間地域に対する直接支払制度、これが我々酪農家に大きなウエートを占めているわけです。この制度がもともと始まったのは、農業地域は平地型地域と中間地域と山間地域、この3つに分類されているわけでありましてけれども、その中で比較的収益性の低い中山間地域において離農が相次ぐ、そのような状態にあるわけでありまして。そこで、これに何らかの形で歯どめをかけなければいけない、そういうことで始まったのがこの制度であります。

私どもの、我が町に交付されているこの補助金というのは、平成15年度でありますけれども、本年度においては厚岸町に交付された額が、これは太田農協分だけではなく、トライベツ、いわゆる浜中農協に属している、その分も含めてでありますけれども、1億3,937万6,000円。また、それと付随して、これは――失礼いたしました。1億990万円、約1億1,000万円です。

それとまた、直接乳価に関連したものでありますけれども、土地利用型酪農推進事業というのがございます。これが1億3,900万円、これが直接農家に交付されている額であります。中山間地域に対する直接支払制度、これは国が50、道が25、町村が25で、厚岸町が負担している分といいますと、いわゆるそのうちの25%でありますから、いかほどになりますかな。ちょっと資料が整理できていないので、わからないんですけれども、直接町が負担している分は25%であります。土地利用型酪農推進事業、これは国の事業でありますから、直接町村には影響ありませんけれども、それにしても2つ合わせて相当な額であります。

そういうのがこれだけ我々農家に交付されているわけですから、じゃ農家経済はどうかといいますと、先日、太田農協が各農家回りをいたしまして、組勘の状況、

今現在の生産している牛乳の状況などを検討しながら農家回りをしました。そのときの資料を見せていただきました。個人別の、名前はわかりませんが、総体的な形でそういう資料を見せていただいたわけですが、そうした中で黒字になっている農家、これは前年と比較して伸びております。ということは、太田農協の牛乳の生産量、これは四、五年前から毎年のように前年度比5%から5.5%ぐらいの伸びを示しております。これは管内的にもありません。では、今年度はどうかといいますと、旧太田農協分でいいますと、前年度比105.2%、旧厚岸農協分でいきますと96%、総体的に102%ぐらいの伸びを示しております。それなりの効果は上げているわけであります。

では、農家経済、組勘の状況はどうかといいますと、牛乳の伸び率と比例していないんです。ということは、相当経費が例年よりも上回っている。ということは、産業形態が変わってきたんです。今までは、朝の暗いから晩の暗いまでかかって、自分の草は自分で処理する。すべて自分で持っている機械でもって処理をしていた。これがすっかりさま変わりいたしまして、コントラクターの導入もございました。運搬の方は運送屋さんに頼んで、バンガーサイロのところでは積み込みは土建屋さん、大きな重機をもって積み込みをする。そのような産業体系に変わってきたわけです。それと同時に、経費もそれに上乘せになっているわけですよ。これが相当ウェートを占めているわけです。

しかし、私はこれでいいと思うんです。そのことによって、町の業者が参入できる。地域産業の振興のためには、これも必要であろうと、こういうふうに思うわけです。腕組みをして仕事がないと天を仰いでおっても、天から銭は降ってきやしない。やはりそういうことをもって、産業の振興のためになる仕事をいかにつくり出すかということが町としても自主財源を確保する。そういう意味からも、それなりの波及効果があるのではないだろうかと、このように思うのです。直接支払制度、それと土地利用型酪農推進事業、これを合わせると相当な額になるわけですが、これも、これが一挙に削減されるというと、相当な町としても痛手になるのではないだろうかと、このように思うのです。

農水を見ますと、農水の方には銭がない、だから削るんだと。BSEの発生において、ほとんど農水は金を使い果たしてしまったと、こういうふうであります。我々生産者にしては、非常に大迷惑な話なんです。相当早くから、何年も前から、

欧州ではBSE、いわゆる狂牛病問題が問題になってきていると。そういうことを十分知りながら、一番厄介な廃棄物、肉骨粉を輸入したと。我々に言わせると、なぜ水際で阻止できなかったのだろうか。それは完全に肉骨粉に特定されたわけではないですけれども、多分そうであろうという、そういう見方であります。我々生産者にしたならば、肉骨粉なんていう名前すら知らなかった。それを粉乳にまぜて、自分のべこへ飲ませていたわけですから、我々生産者には甚だ迷惑な話なんです。だから、銭こがないから、農業関係の補助金を削減すると。

ただいま町長のご答弁の中にもありましたように、農業委員会関係も対象になっていると。日本の食糧事情はどうだろうか、こう考えたときに、依然として食糧の自給率は40%であります。世界先進国の中では最低水準です。農業団体は、せめて45%にしようと、そう言っております。半分以上がアメリカを初め、世界に依存している、これが日本の食糧事情であります。戦後、食糧のないころ、食糧が厳しかった時代、農地をしっかりと確保しようと、そういうことで農地法というものができ、農業委員会というものができ、それなりに働きをしてきたわけであります。今、日本人の胃袋は満杯であります、腹いっぱい食べているから。農業委員会の方も削減をすると、農業団体に対する補助金も、これも削る。ないからしょうがないと言われれば、それまでです。

しかし、「はい、わかりました」というお利口さんにだけはなりたくない。おてんとうさまに向かってつばを吐くような結果になるかもしれません。しかし、言うべきことはしっかりと一言しなければならぬ、言うべきであると、これが行政を担当する人の責任でないだろうか、このようにも思うのです。厳しい事情はよくわかります、承知の上で言っているわけですから。なお、これを言うたからって、ではすぐそのことが反映するとは思えません。しかし、町として、やはり行政を担当する者として、当然声を大にしてこういうことを上に向かって言っていただきたい。改めて、町長の考え方を再度お聞きをするわけであります。

次に、家畜排せつ物であります。家畜排せつ物何とか何とかという長たらしい法律なんだそうありますけれども、これが来年度の11月に完全に網がかけられてまいります。今、町長のご答弁にもありましたように、我が町の酪農の、いわゆる環境に対する整備率、釧路管内の一番です。これは平成15年度の、今年の春の当初の状況でありますけれども、その整備率、釧路町でいきますと50%、約半分です。厚

岸町においては62%、浜中町においては41%、標津においては33%、余り変わっていないんです。釧路支庁管内でも、総体的に見ましても39.8%、これが整備率であります。今年また整備しておりますから、その数字は先ほど町長の答弁の中にもありましたように、厚岸においては整備済みの農家が96戸、未整備農家が11戸、釧路管内では一番高い整備率であると。

しかし、これでは完全とは言えないのが実態であります。完全実施に向けて、釧路支庁畜産整備緊急指導チームというものをつくられて、いろいろと活動しておられるようでありますけれども、11月28日に釧路支庁主催の会議がありましたね、弟子屈の美留和で。そのときの参集班、市町村、農協、ホクレン支所、こうなっております。このときに、いろいろと検討され、いわゆる家畜排せつ物処理に関する今後の対策、対応について、いろいろと協議されたと思いますけれども、担当課としてこの問題等についてどのようにとらえておられるのか。そして、今後の対応について、具体的に今後の計画についてお示しいただきたい、このように思います。

それから、3つ目でありますけれども、酪農支援センターの建設について、町長のご答弁では来年度実施に向けて、そのように働きをする、そのようなお話でありました。いわゆる防衛庁関係の仕事がいかに持ってこれるか、今後国にもその働きをかけていかなければいけないと思うのですけれども、太田といいますと、やはり自衛隊の演習をやっているあの太砲の音、かなり音がするんです。

先日、大別のあるお宅へお邪魔してきたとき、突然物すごい地響きがして、「何だこれ」と、こんな話をしましたら、「いや、うちの方はいつでもこうだよ」と、こういうわけです。これ演習の太砲の響きであります。演習場というと、すぐ頭に浮かぶのは厚岸町とトライベツと、こう言いますよね。確かに、トライベツは演習場には近いわけです、太砲を打つ方には近い。だが、落ちる方はどうかという、大別が近いんです。打つ方をトライベツにしたならば、ヒューンと飛んでいくんですから、ドーンと落ちるのは大別の後ろに落ちるんです。弾着地を中心に円を書くと、トライベツの端の人と大別の永堀さん、橋本さん、あの人たちの方がむしろ近いくらい。だけれども、やはりそれなりに太田の農家の人たちは我慢しているわけです。なれっこになったと言ってしまえば、それまでかもしれんけれども、相当な響きがあるわけです。

そういうことも十分考えながら、やはり上に向かって、防衛庁に向かって物を申

していただきたい。そういうことも十分踏まえながら、この問題についても対応をしていただきたい、こういうことをお願いをしながら、再度ご答弁をいただきたい、これで2回目の質問を終わります。

議長

農政課長。

農政課長

初めに、国の補助金等のカットによります中山間事業等の交付金の関係の方からお答えをさせていただきます。

この中山間の交付金でございますが、平成16年度においては230億円、これは国レベルの数字であります。予定をされているところでございます。このうち、51億円をカットするということでございます。私どもの方に最近、支庁の方から情報が流れてきているわけでありまして、その情報によりますと、この交付金の事業というのは都道府県に対して、都道府県が基金を積んでおりまして、それに対して国がお金を出す、そういった仕組みになっているわけでありまして、北海道におきましては既にこの基金に対し、来年度分にはそれ相当の資金を余裕を持って積みまれているという情報をいただいております。結果といたしまして平成16年においては実質的な削減等の影響はないだろうというような情報をいただいております。

また、農業委員会等の交付金でございますけれども、これについては現在、町村合併だとか、それから農業委員会の制度、必置義務という部分で相当な見直しをかけられているところでありまして、こういったものを判断をすると、農業委員会の全国的な数が減少していったらというようにことが予想されるわけでありまして、そういう部分を考慮いたしますと、これもまた言われているような大きな影響というものはないというふうに言われているところでございます。

公共事業の関係につきましては、これは今いろいろ言われております税財源の移譲というようなもので、公共事業についてはその財源が一緒についてこない、ただカットをされるという状況でありますので、これについてはまだまだ現在進行中でありまして、この予算の配分については末端町村まではほとんど情勢について流れてきておりませんので、こういった形で影響があるか、その辺は現状ではほとんど見通しがつかないという状況にあります。したがって、厚岸町におきまして、農業・農村整備事業の事業が約5億8,000万円ほどの事業をやっております、これには少なからぬ影響があるというふうに思っているところでございます。

次に、ふん尿の関係であります、先ほど町長の方からご答弁申し上げておりますけれども、管内的にも、道内的にも、厚岸の整備率は厚岸湖という、そういった環境を抱えておりまして、事前にいろいろな対策を施してきた、そういった影響もありまして、厚岸町においては非常に高い整備率となっているところであります。

しかしながら、平成16年度の事業を全部スケジュールをこなしたとしても、まだ18戸の農家が残ってしまうという状況にあるわけでありまして、これらについては途中離農をされるのではないかとという方々も何件か入っているわけでありまして、特におくれている農家というのは、やはり経済の状況が余り思わしくない、それから先が、これ以上続けていくかどうかという不透明な方も相当入っているわけでありまして、そういった部分もありまして、私どもこれをどうするかという部分で、北海道の方には畜産環境整備緊急指導チームという、そういった指導チームを設けております。町村段階においても、同じ指導チームを設けておりまして、農協、農業改良普及センター、そして町が入りまして、この対策チームをつくっているわけでありまして、そういった中で個々の農家を抽出しながら、この農家はどのような事業でやろうという、そういった検討をしているところでございます。

いずれにいたしましても、平成16年になりますと、これまでの単なる指導では済まされないという状況になってまいりますので、罰則規定もございますし、そういった面を考えると、やはりどうしても最低限の基準だけはクリアをしておかなければならないというふうに思っております。そういう部分では、管内的にも非常に困難を極めている状況でありまして、特に公共事業の削減、またそういった畜環リース等の事業費もなかなか追い込みに入って、分捕り合戦という形で、なかなか予算が取れないという状況の中で、最終的な部分としては簡易的な施設で最低限基準をクリアしなければならないと、そういったふうに考えているところでございます。

それから、酪農支援センターにつきましては、現在、防衛施設局と厚岸町の間接補助という形で協議をしております、現状では明確にこれでやれるというご返事はいただいている状況ではございますが、来年度、平成16年度に事業を実施できるように、現在協議を重ね、鋭意要請をしているところでございます。

以上でございます。

議 長
4 番

4 番。

まず、中山間地域等に関する直接支払交付金、これにしてもまだ先が不透明であ

ると、このようなお話でありましたけれども、さきにも言いましたように、やはり地域の産業の振興ということを考えたときに、重要なウエートを占めている。それからまた、乳価絡みの事業でありますけれども、土地利用型酪農推進事業、これも相当な額であります。これらについても、すべて先が不透明だというようなお話であります。今後の町としての対応、やはり上に向かっての、言うべきものは言ってもらわなければいけない、このように思います。

それから、酪農の環境問題ですけれども、例えば、いわゆる今整備している畜産環境保全対策事業、俗に言う畜環リース、これをやっている事業が大半を占めているわけでありましてけれども、当初、この事業ができた当時は、余り管内的にもやる人がいなかった。ということは、これを整備したからといって、直接全戸につながるものではないわけ。できれば、何もしないで済ませるものだったら、それで済ませたい。今となっては、それはまかり通らない、そういう時代であります。

そういうことで、初めやる人が町村の中になかったものですから、これ幸いとして私どもの太田地域では、ほかの町村で余った枠をもらってきてやって整備をしたと、そういうような経過もあります。今になってきたら、我も我もと、取り合いになっているわけですよ。だから、厚岸はこれだけ整備しているんだから、これでいいんだということにはならないわけです。やはりおくらしている地域は、初めからそういう対応はしていなかったわけですから、今になってそういう法律で網かけられるからと、泡食ってこれに取り組もうとしている。

それから、この事業の始まる前に、クリーンアップ事業といったのがあったんですよ。その事業で、尿だめ、堆肥バン、そういうのを整備した経過があるのではありませんか。今まで、畜環リースの枠が余り取り合いにならなかった時代に、実は私の場合、クリーンアップ事業で1回整備しているわけです。その後、結局は畜環リースの枠が余ったから、またこれおかげさまで2度目はその事業に入れさせてもらって整備をしたと。ところが、今になっては前にクリーンアップ事業でやった人は、もう今度の畜環リース、畜産環境保全対策事業、これにはだめだと言われている。

例えば、片無去地区において、以前にクリーンアップ事業でもって整備しているんです。ところが、最近は規模が大きくなりまして、それに対応できにくくなったと。もう一度整備やりたいと、こういう方がいるわけですよ。ところが、前にクリ

ーンアップ事業が入っているの、畜環リース事業、これにはだめだと言われている。

今月の初めだったでしょうか、道を通じて支庁から調査に入りました。担当課も加わったんでしょうか、実態調査に入ったはずですが。その結果は聞いておりませんが、どうしても急を要する地域なんです。ということは、厚岸というのは川上を開発して酪農家を入れ、そして下から水をとっております。これが厚岸町の水の状態です。これが旧太田村時代に、あそこに開拓の鍬を入れた。ここは開発しなければだめだということで、実はあの自分私のところも牧場があったんです。ホマカイ川の上流、あそこにあったんです。それで、その開発するときに、私の隣なものですから、支庁までお願いに行き、いろいろな手を伝って、道の方までも行きて、開発することに反対したんです。

ところが、戦後の食糧のないあの時代ですから、半ば強制的に買収かけられて取られて、それで今の開拓が入ったんです。それで、開拓に入って、そこにまたべこいっぱい飼っているものだから、小便垂れるから、今度は環境問題でやいやい言われる。あの地域を残しておけば、こんな問題は起きなかったんです。過ぎたことを今さら言ったって始まらないけれども、やはり水資源を守るということで、あの地域の整備ということは、どうにもこれは不可欠なんです。クリーンアップ事業で入っているからだめだと、今になってみると枠がなくなっているものですから、予算にも限りもあるし、これはやはりそうした特殊事情というものを、やはり町としても訴えて、何とかあの地域にも畜環リースが入れるように、その事業を入れてもらえるように、そういう配慮というものができないものかどうなのか、ここで改めて町長にお聞きをしておきたいと、こういうように思います。

それから、酪農支援センター、これについてはやはり防衛庁の方にも大いに働きかけていただいて、1年でも早くできるように、そうした働きかけをしていただきたい、このことも再度町長にお願いをしながら、私の質問を終わります。

議 長

町長。

町 長

お答えをさせていただきたいと存じます。

中山間地域の関係であります、やはり厚岸町も酪農は基幹産業であります。酪農の振興は極めて重要な町政上の課題であるわけであり、しかしながら、今日取り巻く酪農状況、お話がありましたとおり、極めて厳しい状況にあるわけであり

ます。

特に、農業経営につきましても、その環境、条件、厳しいわけでありまして、今日における中山間地域等直接支払交付金の役割は、極めて酪農振興の中では大きかったわけであります。これが国の財政改革による、3年間で4兆円の地方への補助金を削減する、来年度はそのうち1兆円と、その中で各省庁の分捕り合戦が展開をされておるわけであります。そういう中で、中山間地域等直接支払交付金の一つの対象になっておるわけでありまして、先ほど農政課長から答弁がありましたけれども、我々といたしましてはその役割極めて重要であり、影響のないように最善の努力をさせていただきたい、かようにも考えます。

さらにはまた、この議会が終わりましてから、私も来年の予算に向けての要請のために、上京を予定をいたしております。その中でも、運動を展開してまいりたい、かように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

さらにはまた、家畜排せつ物の管理の問題であります。

お話がございましたとおり、厚岸は整備率が極めて高いわけであります。今日では76.6%でございます。しかしながら、管内では38.8%と、極めて低い状況にあるわけであります。そういう中で、私も先月上京いたした節に、ちょうどこの問題を協議する機会に恵まれました。やはり全道的に見ても、大変整備率が低いと、何とかこの法律の平成16年から本格的に施行される間の猶予期間をもっと延ばしながら、整備率を高めていこうではないかというような一部の動きがあるようであります。

私も当然、このような整備率では、今日の環境という極めて重要な課題に対しても、酪農の対応ができない中で、私はこの整備率を早急に、やはり引き続き対象として整備をしていかなければならないものであろうというふうに考えておりますので、この問題は国においてもいろいろと私は検討されるのではなかろうかなと期待を持っております。今後、私は上京または北海道において強く、今ご質問がありました件についての要請をしてまいりたい、かように考えます。

さらにはまた、酪農支援センターであります。

先ほどの私の第1回目の答弁でもお答えいたしました、両農協の合併の際の一つの条件にもなっております。私も、その合併の推進委員長ということで、責任を重く思っております。ぜひ、この酪農支援センターにつきましては、農協の要請にこたえてまいりたい、そのようにも考えておるわけございまして、そういう意味

	において防衛庁の調整交付金事業がぜひ実現できるように、私としても防衛施設局にさらに強く要請をし、来年工事が着工できるように努力をさせていただきたい、かように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。
議 長	以上で小澤議員の一般質問を終わります。 （「終わってない、もっと質問あったよね」の声あり）
議 長	町長、まとめて答弁したと思ったんですけども。 （発言する者あり）
議 長	それでは、農政課長。
農政課長	総体的な部分は、町長の方からご答弁申し上げましたが、私の方からは過去に実施をされた畜産クリーンアップ事業等にかかわる畜環リースの採択という、その関連についてお答えをさせていただきます。 この関係につきましては、先般、北海道の畜産環境指導チームの主査ほか太田農協においでをいただきまして、ホマカイ川流域の農家を現地調査しながら、協議をしたところでございまして、平成16年度で畜環リースを計画しておりますのは、現在16戸ほどございます。その中に、過去に畜産クリーンアップ事業で実施をした農家、さらには一度畜環リース事業で実施をした農家が含まれておりまして、それについて北海道の方では、そういう形で実施をした農家については、畜環リースの事業採択は難しいよというお話をされていたところでございます。 私どもの要請として、畜産クリーンアップ事業については、厚岸町の飲料水源を守るという特殊事情の中で実施をしたものであって、この農家が再度整備をしてから経過が大分たっておりますので、そういった容量不足等もありますので、再度整備をしたいということで要望をしております、これについては何とかできるというような、正式な返事ではありませんけれども、十分こたえてくれるというような内容でありました。 それと、畜環リースを再度やるという部分については、この事業の採択要件では2度この事業を使うことができないというふうに明確に言われていますので、これについては別な事業で対応するということで協議をしたところでございます。 以上です。
議 長	以上で小澤議員の一般質問を終わります。 次に、8番、音喜多議員の一般質問を行います。

8 番

8 番、音喜多議員。

平成15年度第4回定例会に当たり、さきに通告してあります2点について質問をさせていただきます。

まず1点目に、現在進められております財政運営基本方針についてお伺いしたいというふうに思います。

現在では、第1次と言われておりますが、平成13年に検討を加えまして、平成14年から現在進行中の財政運営基本方針に基づく具体的実施策である経常収支構造改善の進捗状況はどのようになっているのか、検証の意味も含めてお伺いさせていただきます。

あわせて、投資的経費の厳選と地方債の発行を抑えるというふうになっております。その後の2年間、そして既に平成16年度の新年度予算も、ほぼ枠組みが決まっているのではないかと考えられますが、その件に関する経緯についても説明をいただきたいというふうに思います。

2点目に、納税全般についてお伺いしてまいります。

納税の義務は国民等しく、小学生からその高揚を図っているところでございますが、税の公平という立場からと、一方では不納欠損という処理をしております。いささか矛盾を感じるものでありますが、今財政が厳しい折、このことについては国・地方も増税と国民に重い負担を求められておりますが、税に対するこの基本的な考え方を町長にお伺いしたいというふうに思います。

納税対策には、それ相当の努力がされているものと思いますが、徴収担当者ばかり知れないほどの苦労が伴っているのではないかと察します。その納税対策として、さまざまな対策、手がとられていると思いますが、特に法人あるいは個人事業者に対する指導、対応、対策はどのようにとられているのか、お伺いする次第でございます。

次いで、今日の経済情勢から、所得の低下あるいは国の増税方針、その意向から、町単独の町税に相当厳しいものが予測されます。滞納、不納欠損に対する対策は、今以上の対応が求められるのではないかとこのように思います。その具体的な施策をお持ちなのかお伺いして、第1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

議 長

町長。

町 長

8 番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の厚岸町財政運営基本方針についてのご質問ですが、現在進めている厚岸町財政運営基本方針については、平成14年2月に策定を行い、平成14年度から平成16年度の3年間を財政改革期間と定め、経常収支構造の改善対策、投資的経費の厳選と地方債発行の抑制、財政情報の開示・公表の3つを柱に、毎年17項目の経常収支で2億円、投資的経費で1億円の計3億円の財源捻出を目標として、財政改革プログラムを推進してきたところであります。経常収支構造の改善の17項目の経過については、お示しをした資料「厚岸町財政運営基本方針の経常収支構造の改善対策の進捗状況」のとおりであります。毎年2億円の財源捻出プログラムに対しまして、平成14年度には2億6,400万円で達成率が132%、平成15年12月現在で2億6,500万円で達成率が133%となっており、平成16年度についても、この改革プログラム項目を維持してまいります。この時点での財政推計では国の三位一体の財政見直しが含まれておらず、さらに第2次の財政運営基本方針を定めて行財政改革を進めなければならないと考えています。

次に、投資的経費の厳選と地方債発行の抑制による経過と来年度の見込みのお尋ねであります。投資的経費については防衛施設周辺整備調整交付金を除く投資的経費に充当する一般財源を原則3億円以内とし、年間1億円の財源捻出を目標としておりましたが、平成14年度では4,600万円で達成率が46%、平成15年度では現在のところ1,800万円で達成率が18%となっています。

また、地方債発行額の抑制については、目標額を臨時財政対策債を除く地方債発行額を原則5億円以内と定め進めており、平成14年度は5億7,800万円、平成15年度見込みは臨時的な災害復旧事業債と借換債を除き3億5,600万円と、2カ年合計で10億円以内としますと9億3,400万円であり、目標数値を達成しております。平成16年度においては、これから厳しさを増す地方財政を取り巻く中の予算編成となりますが、現在の財政運営基本方針で掲げた数値目標を基本としながら取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続いて、2点目の納税についてのうち、税の公平と不納欠損扱いという観点から、納税者に対する町長の基本的な考え方を聞きたいとのご質問であります。税金は地方公共団体が事務事業を行っていくために必要な費用を賄う貴重な財源でありますから、だれでもが納得できる原則に従って負担していただくことが大切でありま

す。したがって、税金については公平に、適正に、わかりやすく、少ない経費で簡単にという4点が強調されているところでございます。

まず、公平にということですが、税金は納税者一人一人が受ける利益や負担する能力に応じて、公平でなければならないという考え方です。

次に、適正にということですが、特定の個人や特定の企業に対して重い負担を求めたり、軽い負担で済ませたりすることを避けようとする考え方です。

さらには、わかりやすくということですが、税金の種類や納める税額などがだれにでもわかりやすく、支払い期日が明らかにされていなければならないという考え方です。

そして、納税については、少ない経費で簡単にということですが、手続きが簡単で、しかも経費がかからない方法で税金が納められたり、集められたりしなければならないという考え方です。

ただいま申し述べたことを基本とし、税務行政を推進しておりますが、とりわけ町税の収納に当たっては、納税者の方々の理解と協力が必要不可欠でありまして、町税の収納率が地域産業の基盤づくりへと還元されていく速度にも影響することから、協働のまちづくりにふさわしい納税機運へと高めてまいりたいと努力をしているところであります。

しかし一方、不納欠損の扱いですが、地方公共団体の歳入決算において、地方税法及び地方自治体法における債権の徴収停止、債務の免除の規定などの適用により、既に調定されている歳入を徴収し得なくなった場合には、法の定めによって不納欠損額として取り扱いものであります。

さきに開催されました平成14年度決算審査特別委員会でもご質問がありましたが、平成14年度の町税における不納欠損額は2,304万2,980円で、前年度に比較しますと1,191万3,235円の減少で、34.1%の減となっています。その主な内容を申し上げますと、会社の倒産などによる大口滞納を初め、本人死亡により相続人がない方や、長期入院療養や大家族で収入の少ない生活困窮者、さらには通常の納税折衝を行ってききましたが、途中さまざまな家庭事情や状況の変化で納入困難に至り、やむを得ない状況により、やむなく不納欠損処分を行っているところでありますが、この不納欠損処分に当たりましては、納税者間の負担の公平が損なわれることのないように、それぞれの資力の調査や精査をしっかりと実施した上で行うべきものと考え

えております。今後とも、負担の公平を図るという観点からも、歳入に占める貴重な財源として税源の確保を図るのは当然のことであり、町税収入の確保に最大限の努力を払ってまいりたいと考えております。

次に、納税対策として法人・個人事業者に対する対応、対策をどのようにとられているのかについてであります。厚岸町は基幹産業の一翼を水産業が担うまちであり、古くから厚岸町を支える漁業関係の法人・個人の事業者を初め、関連する産業の発展により漁業関係者の納税が厚岸町を支え、まちづくりに生かされてまいりました。

しかし、漁業においても、国際的な漁業規制の強化によるサケ・マス漁業経営者の廃業・倒産と、イワシ加工フィッシュミール製造会社の倒産などに加えて、個人漁業経営者の水産業のまちゆえの長年の生活慣習もあり、町税の収納率が漁獲額によって左右される傾向が深く残されているのも、厚岸町の現実であります。今年の漁獲額が来年の納税の基礎数値になることを念頭に置いて、納税の準備に心がけていただくことが収納率向上の大きなポイントであると考えます。

しかしながら、このことは漁業関係者のみでなく、町税を滞納されておられるすべての方に共通することであり、今後における対応・対策といたしましては、納入期間内完納に向けて、毎月定期的に自主的な納税行動へと参加していただく納税意識をいかに啓発、醸成するかが重要でありますから、納税意識の向上のために現在まで進めてきましたさまざまな取り組みを踏襲し、さらには広報内容にも工夫を凝らして諸施策を推進しながら、納税者との納税相談の機会に重点を置き、収入のある時期を失することなく、納税に対する理解と協力を促し、納入へとつなげる努力を続けてまいりたいと存じます。

また一方、廃業・倒産などにより不良債権化した滞納税につきましては、債権者と接触可能なところについては、早期整理を関係者に働きかけながら、引き続き粘り強く協議を続けてまいりたいと考えております。

次に、今日の経済情勢から町税の収入は厳しさが予測される。滞納、不納欠損に対する対策は今以上の対応が求められるのではないかと、具体策はあるかとのご質問であります。いつの時代でも滞納解消の特効薬はなく、道内はもとより管内においても、沿岸部の市町村は町税収納に当たっては同じ状況と悩みを抱えているところであります。

厚岸町にあっても、平成15年度の町税滞納繰越額が1億2,544万1,450円となっていてありますが、滞納繰越になりますと、後の整理事務に多大の労力と時間、経費を必要とする実態から、現年課税分は現年度中に収納することを基本に、納税者との折衝を根気強く進めてきているところであります。

しかしながら、ご質問にもありますように、最近の経済情勢を反映して、新規滞納者が発生する事態ともなってきました。これからは納税者の方々のご理解、ご協力をお願いし、旧来型の年度末一括納入される方々に対しましては、徴税コストの最も低廉な、自主的にみずから納期ごとに納められる納期内納付の促進や、口座振替による納入の促進、そして年度内分割方式で完納に向け努力される納税者をいかにふやすことができるかがかぎとなってきたと考えております。

したがいまして、今後とも収納対策の基本方針として推進中の、1には収納する、2には不納欠損する、3には差し押さえするとの表現に代表される収納管理事務をきちんと進め、滞納額の圧縮に努めながら、現下の厳しい町財政状況のもとにおいて、貴重な自主財源である町税の確保は極めて重要な課題と位置づけまして、取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解を願います。

以上でございます。

議 長
8 番

8 番。

2回目の質問をさせていただくんですが、さきに14番議員も財政問題についてお話されておりますけれども、私の予定していたものも急旋回できませんので、重複するところもあるかもしれませんが、ご理解いただきたいなと思います。

今回、質問の中で、主としては第1次の17項目を確認する意味でまとめた資料を出していただきました。ありがとうございました。一目、こういった経緯がわかるということが私にとっては非常に幸でございますが、この17項目中というか、私もこのことを決定される時点では議員でありましたが、今こうして改めて今の進行中のものを見ると、この17項目中、直接住民に負担を求めるというのが1項、それから条例を改廃して、福祉政策ですが、これが1件。この2件については、今後の平成16年度の中で今回頭出しをしているというか、既にさきの議員協議会の中でご説明があった部分ですね、第2次も含めて出てきた部分です。

ほかの15項目、これはいわゆる役場内部というか、政策的な手法というか、やり方、改善を加えて生み出されるものと、そのようになるわけですが、私から見れば。

いわゆる内部の取り組みを変えれば変えただけ、1年間で2億 6,500万円も、私から言えば、あるいは町民から言えば絞れると。今の段階では、恐らくだぶだぶに浸っているところをちょっと内部的に締めたらば、この2年間で4億円の目標に対して5億 2,900万円、達成率 132.3%。先ほども町長がお話しして、担当者や財政関係者はしてやったり、目標達成したと、声高らかというかどうかわかりませんが、しかし町民の側からすれば、やればやれる、絞れば絞れるものだなと。いわゆるむだ、あるいはやり方、いろいろな改善をすることによって、役場の中でこれだけの財源を生み出せるのかなと。直接的には管理職の皆さんには、それ相応の管理職手当というものが今回は削られています、まだまだ役場の中でやれるものがあるのではないかと。

具体的には、そこで質問に入りますが、この後既に第2次として73項目、プラス追加として4項目、イコール77項目の改善策が出てきます。これが主に、町民に直接かかわってくるのが多いと。今回の中でも、前回の出された資料の中には、今回の7項目の中で、いわゆる星印として財源捻出不可能科目もありますよと、いみじくも今回出された資料の中で、いわゆるそういう言い方しているというか、さきの中ではそういう言い方はしていなかったんです。今回の資料の中では、そう改善することによって、より効果的なものが得られるという意味合いで、そう言われているのだと思いますが、このやり方に、先ほどもちょっとありましたが、もっと内部の中でお互いに自分の首を絞めることになるわけだけれども、それを募っているわけですね、先ほどの14番議員さんの中から。

だけれども、それは内部の見方であって、外部から見ると、例えばですよ、もっともって工夫があるというのは、外部の見た目から見ると、この中にいわゆる町の住宅、17項目の中。今回出された資料の中で、平成16年度からやると。町民から見れば、これはもっと早くみずからやれるものではなかったのかと、平成16年、最終年度ですよ。この2年間、相当議論してきたんだと思うのだが、町の人から見れば、若い職員が入れないで、長年住んでいる、そこに管理職になった人もいます。やはりこういったところは改善して、適正にやられてはどうだったのと。今ここで言われなくても、本当はもうこの段階ではできていなければいけなかったのではないのかなと。

外から見る目で、もう一つとして、J R跡地について清算事業団の宮川電気屋さ

んの前の駐車場、あそこは町民に開放も含まれていますから、だれが利用してもという、そういう意味ではいいのかもしれませんが、この建物の横、いわゆる公用車を除いたほかは、あれは町民の駐車場だとは思っていないわけです。ですから、1カ月幾らの駐車料金、皆さんそれぞれ払っているのと。どこの職場も、少なくとも少しの土地持っていて、固定資産税とか、それぞれの個人にはかかってくるよと。その分くらいは、たしかかかっているはずだなと思ったんですが、そういう見方されるというか、何か頭ひねっているようだが、払っているんだか払っていないんだか、私もわかりませんけれども、そういったことで、後で細かいことは補正の中でこの件に関して聞いていきたいと思いますけれども、そういうふうに見られているわけです。

そういう意味では、もっともっと外部から——さっき町長の言葉の中で、いわゆる厚岸町という家庭の中でおやじとしてという言い方をしましたが、おやじもその家庭の中にどっぷりはまると、外から見ると目が非常にもう感覚が麻痺しているというか、4年に1回町民から選ばれて、中に切り込み役として入っているんですよ、町長は。家庭という屋根で守られているという考え方は、ちょっとやめた方がいいと思う。町民から選ばれて、役場の中に切り込み隊長として送り込まれたという経営感覚を私は持っていたきたいと。そういう気持ちでなければ、これから厳しくなる中、ちょっと難しくなるのかなと。町民にそういうものを求めても、もっともっと絞れるのではないかというふうに言われます。

そのように、もう本当に私どもも議会の一端を担わせていただいている関係で、このことが大きく、さらにクローズアップされるというか、私どもに激しくかかってくるのではないのかなというふうに思います。そういった意味では、マクロ的な物の言い方、細かいことは時間の関係もありますので申し上げますが、今の進行中含め、第2次については改めて検証して議論させていただきますけれども、今日の進めている状況について、町の一端の批判も含め、お話させていただきましたので、町長の考えるところがあれば、いただきたいというふうに思います。

それから、2点目の投資的経費の関係、地方債についてはようやくというか、初年度はちょっと5億円を超えましたが、トータル的に見て10億円におさめたと。この後、平成16年度を見て、16年度の地方債残高が120億円以内に目標を設定しています。いけるのかどうなのか、それ改めてお聞きしたいというふうに思います。

それから、大きな2点目の納税問題についてです。

これについては、本当に痛しかゆしの部分がありますが、先ほど町長もお話していたように、こういう経済が厳しくなってくると、どうしてもこの部分がまたふえてくる可能性がある。今言われていますように、今年の事業は来年の収納におさまってくるわけですが、必ずしも浜の情勢としてはよくない、安定しているのは農家なのかなというふうに感じますが、しかし大口の滞納を減らして処分して、昨年が3,000万円、今年、この間出てきまして、決算でも出ていますが、2,300万円、この程度ならいたし方ないのかなという見方もあるが、先ほどの平等等しく納めなければならない中で、こうした不納欠損というのは手段ではなくて、一つの事務的处理の方法なのかなというふうに思うのですが、やはりこれは相当力を入れてやらなければ、町民からも第2の批判とされかねないと思うのであります。

それに対して、生意気なことを言うようですが、本当に町長みずからが集金に歩くというか、ある町長の手記によれば、そういう気持ちでなければということを書かれたものを拝見させていただいたことがあります。いわゆるセールス兼ねて集金人というお話、記載されたものもありましたが、そういう意識をぜひ持って、町長がみずから動き出すと、役場の職員もおれは税務課でないから関係ないと、そういう意識にはならないのではないのかなと思います。そういったことでの気持ちというか、そういったものをきちんと持っていて、そして特に法人・個人事業者ですね、それぞれ農協・漁協を含め安泰に、そういう納税方式があるわけですが、やはりそこだけではなくてきちんと個々にその気配があるとするならば、事前にお話をするとか、そういう対応が必要ではないのかなと私は思うんです。現在のところ、納税課の中で十分な人数でそれだけの仕事をこなしているというふうに思っておられますか、その辺はいかがですか。

それから、さきに3番目の内容も言ってしまったので、2回目としては今お話しした中での答えをいただきたいなと思います。

議 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

質問にお答えをしたいと思います。

現在進行中の財政運営基本方針、中長期と短期のプログラムをつくって推進をしてきました。確かに、具体的な推進の中におかれる改革項目につきましては、内部改革含めてできるものが優先して今まで進めてきた内容かというふうに思っており

ます。ただ、今、議員おっしゃいますとおり、中長期の中には住民の負担も含めてお願いしなければならない部分含めて記載されておりますけれども、これらが第2次の中で議論をしていただきながら進めていかなければならないことというふうに考えております。

ただ、今経常収支構造改善対策の中で2億円の毎年の改善、3カ年の改善ということがございますけれども、毎年毎年ですね、これはこの改革案をつくる前にも、財政改革というのは進めてきたというふうに考えておりますし、特に交付税がマイナスになったということも、理屈の中で財政構造が右肩下がりになるということの中で、この現行の改革案がつけられてきたと。その中で、いわゆる内部改革を強力に推し進めるという立場で、この2年間進めてきたというふうに思います。

ただ、まだまだこの内部改革ができていくのかということについては、ある程度限界期に来ているというふうに私どもは認識をしております。先ほど、内部から見た目と外から見た目は違うということも言われておりますけれども、この改革というのは、いわゆる3億円を捻出するがための基本プログラムとして努めてきてまいっておりますけれども、体を絞るがごとく、担当課レベルにしてみれば、大変厳しい内容でなかったのかなと。

しかし、これでもまだ、この2次のプログラム、3億、3億、3億の9億円ですけれども、これからの財政を考えると、対応をしていく状況にはなっていないということから、さらなる第2次改革、基本的には現行の財政改革プログラムの延長上で、強化といいますか、の中の具体的に進めなければならないことをやらざるを得ないという状況に相なっているということであります。

それと、財源捻出不可能項目ということでございますけれども、この17項目の中には金額であらわせない項目もあると。ですけれども、財政運営含めて、まちづくりとしても考えてみますと、この効果としてはこういうことに取り組んでいかなければならないこともありますので、それも含めてこの計画に入っております。そういう意味では、議員おっしゃいますとおり、効果としてのものはあるけれども、金額的にはあらわせないものを星印にさせていただいて、明確にさせていただいているという状況になっております。

それと、投資的経費の関係でございまして、この実行中の財政運営基本方針の中で、地方債残高の関係でございまして、120億円以内ということの基

本目標を立てているけれども、それで今後やっていけるのかというご質問でありますけれども、現実的には今の段階において、これはやっていけるというふうに思っておりますけれども、今の状況の中ではやっていけると思っておりますけれども、ただ地方交付税を含めて臨時財政対策債等、国と地方がさらに借金の、事務事業に対して金額の上乗せがなってくると、地方で持つ起債が多くなるわけございまして、そうなるこの 120億円という金額の以内の中で、今後の発行の限度といえますか、償還金を抑えていけるかということになりますと、今後の中の部分では見えていないのが実態であります。

しかしながら、現段階における国の財政運営の中では、やり切れるものというふうに考えておりますけれども、これから出てくるプラスのものについては、想定がなかなかでき得ないと。ひょっとすると、この 120億円以内ということを2次のプログラムの中で修正しなければならないことも出てくるかもしれないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、質問者おっしゃいますとおり、今まで取り組んできたことは、内部改革を含めて強力に進めてきたと。今後については、内部改革もさらに進めてまいりますけれども、住民の皆様方の一定の理解の中での改革もしていかなければならないということをご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議 長
税務課長

税務課長。

2点目の納税に関してのご質問に私の方よりお答えさせていただきます。

先ほど、町長から答弁申し上げましたように、担当といたしましては収入に応じた町税の確保について、それぞれ納税者の方々に理解と協力をいただく中で、それぞれとり進めてきているところでありますけれども、先般の決算審査特別委員会におきましても質問がございました。平成14年度は、若干いろいろな経済状況とかありまして、下がった部分も税目の中にはあります。そんなことから、そのことを踏まえて、平成15年度に向かつては対策会議等も十分開きながら、それぞれ進めているところでございます。

そんな中で、ご質問ございました、この経済情勢のもと、そのこともありますけれども、ここは先ほど来申し上げております漁業のまちの関係上、その年に漁獲高が多くなれば、それだけ翌年度に税金が多くなると。そして、その次の年もまた漁

獲高、あるいは漁獲高もさることながら、価格も安定しておればいいわけでありまして、今日なかなかそうっていないというのが現状でございます、次の年に前年のよかった分が払いきれないといったような状況も繰り返される点が多々あるわけでございます。

また、それと同時に、新規滞納者も出てきているという状況でありまして、税を扱う者としては、この新規滞納者をつくらないというのが実は一番大事なことでありまして、あと滞納繰越をされている分については、わずかながらでも圧縮していくと、減らしていくというのが一番理想の形であるわけでございます。そんな点からいけば、このような経済情勢が長く続きますと、またそういう新規滞納者も出てくるおそれもあるという心配は多分に持っている状況でございます。

それから、大口の滞納処分関係でございますけれども、これも決算委員会の際にありましたが、いかんせんそのような形でいまだにまだ整理されていないという状況でありますから、町長が先ほど答弁、1回目で申し上げましたように、その債権者の状況を逐次調査しながら、早くそれらが私たち税の担当者といましては、転売なり整理されることを望みながら、そういった後迫いにはなりますけれども、調査を続けていきたいというように考えてございます。

しかし、その中でも固定資産税につきましては、ある物件については1月1日現在の賦課期日をもって課税しなければならないという法のもとでありますから、不納欠損もやむを得ない事情の中で出てくるということをご理解をいただきたいと。ただ、そのことについては個人におきまして、いろいろな生活の状況の中で出てまいるというようなことから、これらについても十分慎重を来して進めてまいりたいと、こう考えております。

それから、会社また団体、個人等に対する税の啓蒙でございますけれども、滞納分につきましては、督促、催告、電話催告あるいは訪問徴収は毎月のように実施、きちんとやっているつもりでございます。そんな中で、大口の部分については、我々管理職等が最終的に対応しているわけでありまして、なかなか思うような状況にならないというジレンマがあるのも事実でございます。そんな中でも、少しずつでも分割で納入いただき、新しい分は残さず納入していく、そのことによって税の滞納も少しずつ減っていくというようなことを進めて、PR、啓蒙を続けて、またいろいろな方法で納税相談を実施しているのも実態でございます。

議 長
8 番

そういうことで、税はやはり若干、滞納されている方の固定化も見られますので、そういった点からいきますと、質問者が申される納税者間の公平を欠くことにもなりますので、その点も十分に意を介して努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

8 番。

もうお疲れのようですから、3時休みを目の前にしてというか、端的に申し上げます。

この後、いろいろな機会でもたお話をさせていただきたいというふうに思いますが、いわゆる今の財政改革の問題に発しての部分、私は町民の皆さんから、再度重ねて同じようなことを申すことになるかと思えますけれども、外から見る目というのは非常にシビアに厳しく見ているよと。それだけ自分たちは、そこにかかわる者としては、襟を正しながらきちんとやっていかなければ、それこそ車にぶつけたとか、そういったものすら、町のやっていることはという話になるわけです。

ですから、その辺のところをしっかりと、つまりイコールお金にかかわるということをしかりと頭に入れて行政を執行していただきたいというふうに思うのですが、そんなことは別にしても、総体的に、先ほど私がちょっと申し上げましたが、これらのことはやはり町長の姿勢にかかっていると思うんです、私は。これが何としてもやらなければならないのならば、町民に皆さんにという、頭を下げてでもお願いするという気持ちでやるというか、執行しようという気持ちがあるんだろうと思うのですが、やはりその辺のところがしっかりと見えてきていないというか、自分にかかわるものは決して余り好ましいはないのですが、人のことだったら何でも言えるという理不尽さがあるんだけど、やはりそのことをしっかりと受けとめて、きめ細かいというか、襟を正すというか、そういう行政を推し進めていかなければ、何よりも金にまつわる話となれば、町民の見る目は厳しいんだということを申し上げて、それに対する町長の考え方があれば、いただきたいというふうに思います。

それから、納税に対する特効薬というか、いいものがあるならば、何ぼお金出しても買ってきてつけた方がという感じになるんです。精神訓話で終わってしまうんです、これね。だけれども、やはり先ほど、いみじくも課長が言われたように、こつこつと顔を合わせる、行く。町長みずから行ったら、「おう、よく来たな」と、

議 長
町 長

じゃ払ってやると言うかどうかは知らんけれども、それほど親しくなるようなイメージでなければ、なかなかこの部分というのはおさまらないのではないのかなと私は思うんです。町長みずから集金に歩いたとなると、職員だっておちおちしてはいられないと思うんですよ。そんな気持ちで臨んでほしいなというふうに思います。

これで3回目を終わります。

町長。

お答えをさせていただきます。

私が町長になる前、いろいろと町職員、また役場に対するご批判を含めたいろいろなご意見を耳にいたしました。おかげさまで、町民の負託を受け、2年前に町長になったわけであります。

私が町長になって、まず一番最初に町職員に訴えたことは、町民から町職員を見る目は大変厳しいと。さらにはまた、これから4年間の町政の責任を負う私といたしましても、厳しい行財政の中でどうすばらしいまちをつくるか、その与えられた責任の中で、町職員は親方日の丸的な考えを持ったら困ると。まず、範を示さなければならぬ。そういうことで、私は町職員の意識改革というものを強くご訴えをいたしました。

そこで、町職員に私の気持ちをどうすれば周知徹底できるだろうか、その1つとして考えたのが町職員と私との語る会であります。ほとんどの町職員が参加をいただきました。回数におきまして、毎年7回ぐらい行っております。そういう中で、私は町民から、一部であろうかと思えます。今、音喜多議員からも厳しい指摘がありましたけれども、「役場職員は変わったね」、「しっかりと頑張っているね」という声も出ております。

一方、私は町の台所はどうなっているであろうと、それが財政改革運営方針であるわけであります。当時の助役を委員長にいたしまして、財政改革委員会というものを設け、3年間の財政を見たわけであります、推計をいたしたわけであります。その結果、平成14年、15年、16年と3年間で約、このままでいったならば9億6,000万円の収支不足がくると。やはり財源の捻出を考えるならば、1年で約3億、3億、捻出をしていかなければならないということで、17項目のうちでも襟を正すということで、今ご指摘ございましたとおり内部の改革がほとんどであります。

私は、町職員はよく頑張ってくれたと、英知を出してくれたと、節減をしてくれ

たと思っております。しかも、今の時世ですから、給料を上げるという時代ではありません、削減をしなければならない時代。その中でも、職員組合はそういう厳しい事情を察し、町政の姿勢に対して理解をいただいたと。そういうことを考えますならば、このわずか3年間でありましたけれども、私はすばらしい財政改革ができたなと自負をいたしております。これも、ひとえに役場改革の中における町職員の真摯な姿勢と、私は高く評価をいたしておるわけであります。

一方、町民に対しましても、私は先ほどの答弁で申し上げましたけれども、協働のまちづくりというものを強くお願いをしてきました。町民においても、理解を得られるまでになりました。今の厚岸町の町財政は厳しいと、やはり我々も厳しいという認識を持ちながら、ともに21世紀の厚岸のまちづくりをしなければならないという町民の意識改革もできつつあるのではなかろうかなと、かように私は理解をいたしておるわけございまして、しかしながらそれをもって満足をいたしておるわけではありません。ますますと厳しい財政状況になることは、先ほどからの議論で明らかであるわけであります。私といたしましても、なお一層健全財政を維持をするために、あらゆる手段をもって改革をしてまいりたい、かように考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、その地方の基盤をなすのが税金であります。収納率等の問題についてのお話がありました。その税務課の職員、本当に一生懸命頑張っております。夜間を通して家庭訪問をしたり、いろいろと頑張っておるわけでありますが、いかんせんいろいろな事情があつて、100%までいかないという事情であります。我々といたしましても、なお一層収納率を高めるために努力をさせていただきたい、かように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

議 長

以上で音喜多議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は3時50分とします。 休憩時刻 15時18分

議 長

本会議を再開いたします。

再開時刻 15時50分

16番、竹田議員の一般質問を行います。

16番、竹田議員。

16 番

12月度定例会において、さきに通告しておりました2点について質問をさせていただきます。

まず、地震災害の対応策についてということで、居宅、一般住宅の災害支援に町としてどこまで進んでいるのかということで、災害の復旧率と大体の復旧費、現在までの状況について。また、見舞金援助の現在までの総額状況について。

町と建築士や技術者との組織づくりをして、地震対策本部の設置について。

前回にも質問しておりましたが、官民の一体となつての組織をつくるべきではないのかということと、町職員だけの対応で足りるのか。また、町全体の訓練のやり方に民の力を入れるべきではないのか。

それから、通勤手当について。

財政難の折、通勤手当については廃止を考えていただけないかということについてお聞きいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

町長。

16番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の地震災害の対応策についてであります。まず居宅の災害支援に町としてどこまで進んでいるのかのうち、災害の復旧率と大体の復旧費についてですが、平成15年十勝沖地震に伴います一般住宅の被害総額については、届け出のあった被害額が88件で 6,559万 7,000円となっておりますが、この金額は被災者本人の申告額で、工事業者の見積もり額ではありません。また、どれくらいが復旧工事を終わったかについては、その把握は非常に困難であり、数字でお示しすることができない状況ですので、ご理解を賜りたいと存じます。

しかし、何軒かの被災者宅を訪問して話を聞いたところによりますと、これから工事をするという家もあり、年が明けてから工事を発注するという家もあり、復旧までにはもう少し時間が必要かと考えております。

次に、見舞金援助の進行状況と現在までの総額とのご質問ですが、見舞金につきましては、手続中も含めまして37件の 156万円になっており、このうち25件、 111万円を既に被災された方にお渡ししております。また、災害援護資金の貸し付けにつきましては、手続中も含めまして10件、 920万円になっており、このうち7件、 700万円が貸し付け済みとなっております。

次に、町と建築士や技術者との組織づくりによる地震対策本部の設置に関するお尋ねにお答えいたします。

議 長
町 長

地震等の災害発生時には、厚岸町地域防災計画に定めるところによりまして、町役場の組織全体による災害対策本部を設置するとともに、警察・消防を初めとする各行政機関や公共機関、また公共的団体や事業者団体などと連携した対応を進めることになっています。民間の建築士や技術者の協力を得ながら、被災された一般住民へのアドバイスをされてはどうかとの提言につきましては、以前にも竹田議員からいただいておりますが、おっしゃるとおり大きな災害時には、到底役場職員のみでその対応をできるものではありません。さきに申しました関係機関や団体などとの連携やボランティアの協力、また町民各位の自助活動が相まって、適切な防災対応や復旧対策がとられるものであると存じます。

本年9月の十勝沖地震に際しましては、町内の建築業者などで組織する「あつけしの家づくり協会」が独自にチラシを配布して、被災住居の修復について相談を受けるという取り組みが行われており、役場に寄せられた相談内容に応じて、商工会内の事務局を紹介するなどの連携も行ってきております。

また、震災建築物応急危険度判定士という認定制度もできており、厚岸町内にいて既に10数名の認定登録者がおります。この応急危険度判定士の制度は、被災建築物の危険度についての判定するなどの支援活動を広域的に行おうとするものであり、このための活動マニュアルづくりが北海道で進められていますが、このような専門家の支援を得る体制づくりにも、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、訓練のやり方に民の力を入れるべきでないのかとのことでありますが、非常時を想定して行う実践的な訓練には、避難など、みずからの対応行動が必要なすべての方が当然のこととしてかわりを持つことが、まさしく理想でありまして、竹田議員のおっしゃるように、訓練に民の力が加わらなければならないということは当然のことでありまして、何とか積極的なかわりを持ってほしいと思います。

厚岸町では、全町的な防災訓練を毎年実施していますが、緊急避難時には地域や各職員で組織だった適切な行動をとることが大事であり、この自主防災組織の円滑な活動ができるような訓練をいかに取り組んでいけるかが大きな課題であると考えています。各組織の体制などにおいて、それぞれに事情があり、全町的な訓練を行う上での調整など、難しい課題ではありますが、少しでも多くの方々が参加しての効果的な訓練ができるよう、さらに関係者とも協議しながら取り組んでまいりたいと

存じます。

続いて、2点目の通勤手当についてのご質問にお答えいたします。

通勤手当の支給は、職員が通勤のための交通機関を利用し、その運賃または料金を負担した場合、また自動車などの交通の用具を利用した場合に、その職員に対して支給しております。その内容は、11月の臨時議会でも議決をいただいておりますが、片道2キロメートル以上の通勤距離にある職員に対し、交通機関利用の場合は5万5,000円を限度として、また自動車などを使用した場合は2万4,500円を限度として、それぞれ支給をすることとしております。

公務員における通勤手当制度は、民間における通勤手当の普及率が高まり、通勤手当の全額支給制をとる事業所が増加したことにより、その実情を考慮して人事院勧告が出され制度化されたものですが、性格としては実費弁償的なものであり、職員の通勤に要する経費を補助することを目的としております。交通用具使用者の多くが個人の事情だけでなく、やむを得ない選択として交通機関を使用したり、自動車通勤をしているものであると考えますので、前段で申し述べさせていただきましたように、通勤手当の性質が実費弁償という考え方に立っていることから、通勤手当の支給について廃止する考えは持っておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

議 長

16番。

1 6 番

地震災害の対応策についてということで、災害の復旧率、現在までの復旧費、また見舞金援助の現在までの総額等々、お聞きしたことに關して努力されているということ、よくわかりました。

町と建築士や技術者との組織づくりをしていただきたいということを前回にもお願いし、各課長さんの方からもお聞きしてもおります。地震対策についても、町報などで、地震が起きたら日ごろの備えからという9月の町報だよりも出ております。

しかし、実際9月5日に一斉に全町を挙げて防災訓練を実施したところ、偶然にもその21日後の9月26日に、当月に地震が発生したということもあり、いつやってくるかわからないのが災害でもあります。その上で、大きな地震が続いてきたという経緯もあり、私は早急に地震対策の民間を入れての部分でやっていただきたいと

いうお願いをしてきたわけですがけれども、保健福祉課の方では「これらの判定関係について建設課建築係または税務課等々、相談、協議しながら決定していきたいと考えております」、総務課の課長については「北海道建築会といったような、いわゆる被災判定と申しますか、程度の状況を見るような協力体制をできるというような情報もいただきましたので、これらにつきましては事前に、私ども今後研究いたしまして、こういったときにすぐ対応できるように配慮をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解ください」と。また、総務課の課長は2回目の質問に「どういった役割分担ができるかということの部分について、さらに検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います」、建設課の課長は「営繕含めて、家づくり協会といろいろ相談しながら、どの部分がどういう形でできるのかということも含めて、今後検討をしながら対応をしてまいりたい」というご答弁をいただきました。

これについて、日にちが今日までの質問の中にあつたわけですがけれども、早急を要する災害対策に対して、こういう答弁の中でどのような活動または研究をしてきたのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

訓練のやり方に民の力を入れるべきではないか。聞くところによりますと、毎年毎年この訓練の参加人数が減っていると、困ったものだというお話を町職員の方からも聞いております。それは一体、何で減っているのか。それは、やり方がやはり、参加しなければいけないという町民の意識の薄さを訴えることが少ないのではないかというふうに思うわけです。ですから、訓練のやり方に民の力を入れ、たくさんの方が参加できることが、やがては災害時に対して、本当の防災訓練をやることによって、災害が本当にやってきたときにたくさん参加することによれば、たくさん人間が体験を踏んで助かっていくのではないかというふうに思うんですよ。ですから、この訓練のやり方にもう少し手を加えていただきたいと思います。

通勤手当についてですが、11月に確かに臨時議会で採決されたことと思っておりますけれども、そのときの資料をいただいた中に、理解できずにいたという、自分自身が悪いのかもしれませんが、資料がなくて、通勤のキロ数だけを変えたのかなというふうに自分自身理解していたわけですがけれども、実際通勤手当の部分について現行月額支給額、改正後の月額支給額を見たならば、確かに額は少ないですがけれども、改正すると9万7,200円、年間ふえると。段階的に行くと、前のキロ数より

も、今度60キロ以上という項目もふえております。これを見る限りは、何ぼ遠くても出るのかなという気もするわけですよ。どこから通ってもいいのかなという気もするわけですよ。じゃ、限度は何キロなんだろう。また、金額についても改正してふえてしまったと。この改正の額というよりも、1,073万7,600円、それが今度通勤手当で1,083万4,800円と、確かに事実上ふえる。

いろいろな面で改革して、財政困難だから大変だ、大変だと言っているときに、通勤手当だけが逆行してふえていってもいいのだろうか。これは町民に対して、やはり自分としても納得のいかない部分だなと。前もって、この通勤手当支給内訳というものを渡してもらえれば、自分ももう少し質問でも変えていたはずなんですけれども、そのときは自分も知識不足で、なかなか発言も乏しいものですから、言えなかったんですけれども、後でちょっと何か変だなと、もう一度計算した方がいいのではないかなということで、この資料をいただいた結果、ふえてしまったと。ふえる、逆行するような財政改革というのは、これは町民にとっては、やはりおかしいと思われても仕方がないのではないかなと思うんですよ。そういったことを踏まえて、もう一度お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

地震災害に伴います居宅の災害支援の関係でございますけれども、見舞金、貸付金の案内等、早急な手続が必要ということで、今まで防災無線等を利用しまして、防災無線で11回、新聞折り込みにチラシを1回入れ、また本人からの被害届があったお宅に関しましては、特に金額の大きいところから順次被災者宅へ、最初は家庭訪問を何軒かしておりましたけれども、不在の宅もありまして、なかなか手が回らないということで、電話で被害の状況等を聞きながら、制度の案内と見舞金手続等を行ってきておりました。

また、被害の判定等につきまして、税務課の方とも連携をとりまして、判定に利用しております。また、この被害の関係では、50万円以上という一つの取り決めがありますので、この金額を確定する関係上、見積書の提出もお願いしております。この中で、自分では今回は直さないという方も中にはおりまして、見積もりをとらないという方、また知り合いの大工さん等、自分にはいないのでという被災者の方もおりましたので、こちらの方で家づくり協会さんの方へ見積もり等お願いできるんですが、そういう形で見積もりもらってもよろしいでしょうかという了解をとり

まして、今までの中では9軒の方につきまして、家づくり協会さんをお願いして見積もりをお願いした経緯もあります。

そういうことで、先ほど申したように、現在37件のお見舞金 156万円の手続を進めておりますし、一部25件の 111万円につきましては、既にお渡ししている状況です。また、援護資金の貸し付けにつきましては10件、 920万円の手続中で、このうち7件が 700万円を既に貸し付け済みとなっている状況でございます。

議長

建設課長。

建設課長

私の方から、民間の居宅の被災を受けた段階でのお手伝いという関係の中で、前回、竹田議員からも言われまして、建築士の中にもそういう形でできている組織もありますよということも受けまして、私どもも支庁も確認し、そういう形の中で今後のことを含めたときにどうなのかという形で検討をいたしました。その中で、支庁や何かに登録している応急危険判定士という形の中では、阪神・淡路大震災後にできてきている内容でございまして、講習を受けて認定を受けるという形の中では、厚岸では13人ほど、もう既にその資格を取っている方がございます。

ただ、これらについては市街地、当該地よりも、逆に言うと十勝地区で被災を受けた場合というよりも、逆に日高とか向こう、そういうところで大きく被災を受けて、現地で対応できないという状況が生まれます。そうしたときに、行くという制度を重きに置いた中での北海道の基準づくりという形で聞いてございます。

ただ、いずれにしても、そういう組織があるという形の中で、地元としても活用は考えなければならないと。しかし、現実的に被災者がどうしたい、ああしたいという方の中では、応急判定度は、このやつは危険ですから出なさいとか、そういうやつの判定であって、ここを直したいんだけど、幾らかかるかという形の判定ではございませんので、被災者がいかにどう対応していくというときには、やはり自分がつくった大工さんであるとか、そういう形が多分、その方がいいのだろうと思いますけれども、そういう意味では地元の大工さんたちで組織する家づくり協会ともしっかりと連携をとった中で、こういう対策をしていった方がいいのではないのかなと。

基本的には、町長答弁にあったように、厚岸町の防災対策要綱の中に基づいて、災害対策本部ができ上がってきます。その中では、公共施設も民間についても、手に負えない場合には、当然そういう業界の方にもお願いする形になりますので、そ

の辺については今後さらに連携をとりながら、公共施設ばかりでなく、そういう民間の部分についてもどうお手伝いができていけるのかということは、さらに検証を加えていかなければなりませんけれども、当面は今言われた厚岸町の家づくり協会の中には、そういう危険度判定士の方もほとんど入ってございますので、そこどう連携をとって、どういうふうに対策を講じられるかということは、今後さらに詰めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長

総務課長。

総務課長

私の方からは、防災訓練の関係、それから通勤手当の関係についてお答えさせていただきます。

まず、防災訓練の関係でございますけれども、参加の関係でございます。今年の参加人数にいたしましては、昨年より若干はふえておりますけれども、傾向といたしましては、この訓練を始めた当初から比較いたしますと、やはり減少をしてきていたというような状況になってございます。

この訓練参加につきましては、私どもも非常に課題だというふうにとらえております。少しでも多くの方が、身をもって避難行動を起こしていただくということが、いざというときに頭で考えるのではなく、体で覚えておいていただきたいというのがこの訓練の目的でございます。そういった中で、竹田議員さんがおっしゃっていたように、この訓練に先立ちます町の広報紙で防災の関係を訴える。あるいは、参加については防災行政無線の活用をいたしまして参加を訴える。あるいは、それぞれの町内会を通しての参加を訴えるというようなことで、実は取り組んできているわけでございますけれども、なかなかやはりそれぞれの事情があるというような部分なのか、芳しくない状況になっているということでございます。

おっしゃられるように、民の方々も参加させて、少しでも多く参加させていただくということは、私どもも望むところでございます。そうでございますけれども、一つには、今回日中に行っているわけでございますけれども、ここ2年ほど日中に行っております。これには各事業所での参加、いわゆる各企業、事業所での参加体制という部分も、各企業で取り組んでいただきたいという思いの中での日程調整で取り組んでおりますけれども、私どもは詳細までは把握しておりませんけれども、企業単位での参加というのは極めて少ないというのが実態でございますし、一方、町内会単位、いわゆる自主防災組織を活用しての訓練参加体制という部分につきまして

も、これはやはり地域によりまして温度差がございまして、なかなか芳しくないというふうに押さえてございます。こういったことから、これらのいわゆる組織をいかに活用しながら、今後の訓練に取り組んでいくかという部分、大きな課題だというふうにとらえております。

これは一つには、意識の問題だというふうに思っております。そういった意識づけの中をどういうふうに進めていくかという部分につきましては、さらにいい方法について検討、研究なりしてまいりたいなど。そして、関係者とも協議しながら、少しでも参加できる体制づくりをしていきたいなど、このように考えておりますので、よろしくご理解のほどをいただきたいと思います。

それから、通勤手当の関係でございます。

さきに条例提案をいたしまして可決いただいているわけでございますけれども、この通勤手当の支給の関係、おっしゃられるようにこれまで通勤手当の交通用具、いわゆる自家用車等の利用による通勤でございますけれども、これまでは45キロメートル以上というのが、いわゆる距離の段階的な区分での最高でございました。これの40キロメートル以上という部分に、さらに5キロごとに4段階を加えまして、おっしゃられるように60キロメートル以上の通勤距離までの支給単価の額が新たに設定されたということになっております。

この結果、40キロメートル以上で、これまで厚岸町の12月1日現在の支給対象者というのは12名ございまして、月額を支給単価というのは2万900円でございます。これがさらに4段階ふえたことによりまして、この区分でいきますと、この12名のうち9名が45キロ以上に位置するということになりまして、金額にいたしますと月900円、1人当たりですね、月額で900円アップすることになります。結果といたしまして、月額ではこの9名で8,100円、年間にいたしますと総体では9万7,200円の額が支給総体の額で見ますとふえるということでございます。この9名、職員の率にいたしますと、全体の職員の2.4%に相当するわけでございますけれども、この9名の職員について900円が上がるような結果になっているということでございます。

それで、この通勤手当でございますけれども、先ほど町長の答弁の中で、町長の方からも申し上げてございますけれども、あくまでも通勤に伴います交通費、経費かかるわけでございますけれども、その費用を補うということでございます。通勤

距離が違いますと、当然そこに勤務場所に出てくるまでの間の交通費がかかってくるわけでございまして、その距離によって当然変わってくるわけでございます。その部分を費用弁償といたしまして補助すると、支給するという性格のものでございます。現実的に、この45キロ以上の部分で考えますと、月2万1,000円ほど、1日当たりにしますと1,000円ほどということでございまして、自家用車で通われている職員等につきましては、燃料代相当に該当するというふうにとらえております。そういうような内容で支給がされているということでございます。

実は、この改正に当たりましては、今回の人事院勧告に基づいて、厚岸町も国家公務員に準拠をいたしまして改正をさせていただいたわけでございますけれども、その根拠といたしましては、いわゆる人事院におきましては官民格差、いわゆる民間準拠の考え方の中から、民間での支給状況、いわゆる通勤手当の支給状況という部分につきましても調査をいたしております。

その結果、民間部分におきます支給の状況、それが国家公務員の支給の部分と比較いたしますと、いわゆる遠距離から通われている通勤者については、民間の方が額の高い、大きくくりの中で支給されているという実態が出てきております。

この人事院勧告というのは、繰り返しになりますけれども、官民格差を比較しながら、民間準拠の考えの中で改定がされているわけでございますけれども、一方では給与の関係が民間に比べて公務員の方が高いという状況の中から、ご案内のとおり全体的に給料の削減、あるいは期末手当の率の削減と、こういったようなことがとられておりますけれども、一方でこの通勤手当の方の比較をいたしますと、民間の方が通勤手当の支給状況、実態に応じたような形で支給されているということをとらえまして、今回勧告されたということでございます。

厚岸町といたしましては、この国家公務員に対します人事院勧告、これが出されてきているわけでございますけれども、これまでもこれに準拠をいたしまして改定を図ってきてございます。そういうような考え方の中、人事院勧告、そういったものを尊重いたしまして、これに準じたような形で厚岸町においても改定をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長
税務課長

税務課長。

大変、通勤手当の後になって申しわけございませんが、税務課といたしまして町税の減免につきまして、地震災害の件について、先ほど保健福祉課長の方からもお

話ありましたので、私の方から説明させていただきます。

そのチラシの中にも、町税の減免についてということでPRさせていただいておりますが、この町税などの減免につきましては、それぞれ町税条例あるいは町民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料について、町税条例を初め各条例に基づきまして、それぞれ天災による減免が定められているところでありまして、さらには平成12年4月1日付の総務省の事務次官通知に基づきまして、それらも参考にしながら、減免事務の取り扱いに関し、過去の震災の際の減免の例等にも照らし合わせながら、事務要領を定めて実施し、今回の地震対応について、それぞれ家屋の被災状況について調査をして、これにつきましては税務課の方に直接申請があったもの、それから総務課に申請、あるいは保健福祉課に申請のあったもの、それらの横の連携をとりながら、調査をしながら進めてまいっているところでもあります。したがって、平成15年12月12日現在で、先ほど申しました税目におきまして43件で231万1,200円を減免している状況でございます。

議長

16番。

16番

答弁漏れ。60キロ以上の部分と、それから金額、上限というのを考えているのかどうかということ。

議長

総務課長。

総務課長

すみません。これは、あくまでも人事院勧告に準拠いたしましてということで申し上げましたけれども、今回の人事院勧告で60キロメートル以上という上限が設けられてございます。当然、通勤でございますので、距離的にはそう、一般的に通勤に要する距離というのは、限られてくるというふうに理解をいたしております。

ただ、昔から比べますと、やはり道路事情であるとか、公共交通機関のスピードアップ、こういったようなものから、いわゆる通勤に要する時間というのは、かなり昔から比べますと、やはり距離と比較いたしまして短縮してきているというような実態から、こういうような部分を踏まえまして、民間サイドでは60キロを一つの上限とするような取り扱いという例が多いという実態、こういった部分をとらえまして、今回の人事院勧告では従来40キロメートル以上で上限であったものを60キロメートル以上というふうにまで引き上げたというような状況でございます。これがどこまでもウナギ登りに上がっていくということは、ちょっと想定はできないというふうに、この程度が限度なのではないのかなと、このように考えてございます。

金額的な部分につきましては、そういったような5キロメートルごとに900円ずつアップするような方での手当の設定になってきてございます。これは、やはり交通用具ということでございまして、距離が延びると当然、先ほど言いますように燃料代であるとか、こういったような経費がかかってくるということでございますので、それらを踏まえて60キロを頭打ちにされてきていると。現在、60キロメートル以上での最高支給単価というのは2万4,500円というのが、いわゆる交通用具利用の通勤手当の上限の額というふうになっているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長

16番。

16番

総務課長の方からあみかに話が行ったのかどうか、その辺の流れというのは僕わからないのですが、あみかの方から家づくり協会に電話がありました。9件の相談がありました。商工会を通じてやりましたので、商工会から電話がきまして、各業者集まりまして、見積もりなのか仕事をやってほしいのか、何なのか一切わからない、とにかく来てくれということで、商工会の局長の方にも言ったんですけれども、実態を把握しないまま、何でこんなことを受けたんだということで追求したんですけれども、あみかの方から連絡きたときも、実態把握していないと、家づくり協会の方で何とか対応してほしいんだというような要件だったと。電話かけた、お名前も聞いておりますけれども、あえてここでは申し上げませんが、9件の相談がたしかきたということで、今、総務課長の方からも言っていましたけれども、確かに9件です。

しかし、業者忙しい中集まってくじ引きをした中、それぞれが1件、2件当たりまして、一軒一軒尋ねていきました。その中の言葉のやりとりなんですけれども、行った建築屋さんが非常に憤慨しておりまして、おたくにはやらす気はないけれども、ただで見積もりしてくれるのに来たのかいということをいきなり言われたと。いや、家づくり協会の方の、商工会を通じて来ましたと。私は、役場に要するに電話をしたんだと、被害を出せというから出ただけだと。

もう一つは、ただで見積もりやってくれると思って役場の人きたっけや、これは私たちは見積もりできませんよと、しかるべきところに見積もりしてくださいという返答だった。したら、あなたたち何しに来たのと役場の人に言ったと、そういうことが出てきたと。僕らにしてみれば、非常に合点のいかない話で、行った業者に

してみれば、物すごい腹立つ気持ちですよ。

町長も、このことに対して対応していると言ったけれども、中身はただ電話で受けてだけで、これ一般的な事務員が会社で受けたら、当然これは怒られるような中身ですよ。ただ受けて、事情も聞かないで、いきなりぼんと投げてしまっただけなんですよ、これが実態なんですよ。だから、それでやっている、やっている、調べもしないで言っていること自体が僕はおかしいと思うんですよ。9件のうち、実際に見積もりまでこぎつけたのは4件ですよ、たった。じゃ、その4件見積もりして、実際仕事にかかったのかといたら、今の時点でゼロ件ですよ、そこまで知っていますか。やっている、やっていると言ったって、やっていないのと同じですよ、それ。ただ投げただけなんですよ。

そういった地震の対応策について、商工会事務局としてもきちんと聞いてくださいということで、特に言ってきましたけれども。これはこれとして、地震については、夫婦の亀裂と災害はいつやってくるかわからないというくらい大変な問題です。そういうことを踏まえて、本当に地震が来ても厚岸町は大丈夫なんだという、大丈夫だということは絶対言えないわけですが、そういった地方の町よりも厚岸町は万全な対策をとっているんだということをもっともっと官と民の力を入れることによって、お金をかけなくてもいい部分が出てくると思うんですよ。そういった連携の組織づくりということを早くやはりやってほしいと思います。

それから、3回目なので、これで最後なので、通勤手当なんですけれども、何かすれば人事院勧告に、人事院勧告にというんですけれども、厚岸町で決めるんですよ、厚岸町自体が。どこか国から来て、おまえのところは60キロまでやるから、ここまで金を、ここまでいいんだよとか何とかということをやっているわけじゃないんでしょう、これ。厚岸町自体が、みんなで集まって話すんでしょう、人事勧告委員会で。

僕は、その辺詳しい話はわかりませんが、要はどこからの組織か国からが命令で、ここまでいいですよとかということではなくて、例えば大野町なんて45キロを最大限として、2万900円でストップですよ、それ以上は出さないと。厚岸町が、例えばこうやって40キロというところを60キロまで延ばしたんだと、今回は。2万900円を2万4,500円まで出すんだというふうになってしまったら、やはりだれが見ても、どこから遠くから来ても、70キロ、80キロとかいったら、今度それに

についても出さなければならないのかと、だれしも思うのではないですか、これ。僕だって思いますよ、町民だって思いますよ。今60キロでとめてきていると、交通の便がよくなって、車もどんどんよくなって、町だっていろいろな交通の状態がよくなって、どんどんどんどん通えるようになる。間違って時速、一般道路60キロが90キロまでいいなんていう話になったときに、150キロくらい遠いところからもばんばん通えるようになってくる状態になるかもしれないですよ。じゃ、それに全部合わせて、金も全部用意して出すんですかということ。その上限はどこにするんですかといったら、上限は決められないという話ですけども、そこを言っているんですよ。

ほかの地域では、財政難で出せないと言っているのに、厚岸町は出せるんだとなったら、どこが財政難なのよ、厚岸町はとなるでしょう。何も財政難でないんだと言っていること、町民に一生懸命訴えているみたいなものではないですか。僕はそこが大事じゃないんですかということを行っているんですよ。片方、大変だと言って人員削減しておいて、遠くから来る人間に対しては金を出すと、それは間違っている。

民間に合わせて調べていますと、うそですよ。2キロ以上5キロ未満のところでは民間で金なんか出しているところなんかないですよ、厚岸町に。どこを調べたんですか。144人もいますよ、全体の34.8%、1カ月の支給率28万8,000円ですよ、年間89万4,800円。2キロから出している民間のところなんかどこにありますか。後で、ここって言えないんだったら、調べたというんだったら、議会終わってからでもいいですから、どこどこ会社がこういうふうに出していると、ちょっと僕に見せてください。

3回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

家づくり協会への見積書のお願いの関係でございますけれども、実は家づくり協会の事務局さんの方から、今回の地震災害への対応について協力できるというお話を聞いておりました。それで、見舞金を出す関係上、50万円以上という一つの見積もりが必要になってきます。それで、一応被災された方に、そういうことですので、見積書の提出をお願いしますということで話してきましたけれども、中には見積書を自分のところで大工さんに頼まない方もいます。それらの方に、それでは家づく

り協会さんの方で対応してくれるというお話がありますので、そちらの方をお願いをしてお宅の方に伺って見積もりしてもよろしいでしょうかと、その被災された方の方にお話しまして、それでいいですよという了解をもらった9件の方の分を家づくり協会さんの方に、実はこういうことで見積もりをお願いしたいんだということをお話しております。

それで、確かに行った家、4軒の方はそのまま見積もりができたということでございますけれども、5軒の方がいやいや、見積もりはいいんだという話になったようでございます。内容等を確認しましたら、やはりだんなさんの方はいいよと返事をしたのに、後になって奥さんの方がだめと言ったり、またその逆に奥さんの方はいいよと返事したんですけれども、実際行ったらだんなさんの方はだめという返事をしたというような状況でした。家づくり協会さんの事務局の方とも、確かに詰めが足りなかったかなということも思いますので、これからはこういうトラブル等ないように、もっと話を詰めて対応したいなと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 長
助 役

助役。

私の方からは、通勤手当に関するご質問にお答えをしたいと思います。給与に関しては支給の根拠を条例に置かなければならないという準用等で定められておりまして、人事院勧告が出たからといって、必ずしもすべてそのまま従わなければならないというものではございません。条例で定めることによって支給できるというふうになってございます。

ただ、町村独自で人事院のような、あるいは北海道にありますような人事委員会のような組織をつくって、官民格差というものをきちんとした体系のもとで調査できる組織立てができない、能力がない。それから、公務員のほかとの均衡をどう図ろうかというようなことなどを考慮しまして、これまで厚岸町の給与条例、職員の給与条例につきましては、この人事院の勧告を尊重して給与条例を提案をさせていただいて、それを議決いただいていたという内容でございます。

給与といいますのは、これまで何回か答弁をさせていただいておりますけれども、それぞれの職員の本俸のほかに、住宅手当でありますとか、特殊勤務手当でありますとか、期末・勤勉手当でありますとか、その中の一つに通勤手当というのがあります。それらのものにつきましては、官民格差がそれぞれの手当あるいは本俸が

どのように差があるかということの調査に基づいて、この格差が出ているという考え方のもとに、その勧告がなされてきております。このたびの改正では、全会計合わせまして、総体で約 6,000万円の削減ということになります。部分的には、——部分的にはといいますのは、通勤手当に関しましては年間 9 万 7,200円の増額になるという結果になりました。

ただ、先ほど来、それから先日も質疑の中でございましたけれども、この45キロ以上の町外からの通勤者に対する手当がこういう形でいいのかという議論もありました。我々公務員に与えられている使命の中に、一朝有事の際に非常登庁をして、町民の皆さんのために働けなければならないという使命と責任もあるわけですから、こういう長距離の方たちに対する、それぞれの家庭の事情等もあつてのことです。また、それからこの通勤に伴う費用が職員の生計に及ぼす影響ということを緩和するために油代として支給されている。実際には、この支給されている油代の支給の範囲内で通勤ができているかということ、必ずしもそうではないというふうに感じておりますけれども、この45キロあるいはそれ以上の遠距離から通勤する職員に対する通勤手当のあり方というものは、もう少し検討を要するのではないかというふうに、11月の議論をいただきまして考えてございます。

ただ、今私どもが考えておりますのは、例えば上尾幌あるいは音別等からも通勤されている職員がおります。ここの基準をどこに置くかということで、今研究をしたいなというふうに思っています。11月の臨時会でも答弁させていただいておりますけれども、我々の通常の勤務時間は 8 時45分から 17 時15分というふうに定められておりまして、この勤務時間内で通勤可能であれば、やむを得ないだろうというような答弁もさせていただいておりますけれども、一朝有事の際の職員の対応等を考慮すれば、こういう通勤手当について上限を設け、60キロ以上という 2 万 4,500円いただけるというような対応をずっと続けていくことはいかがなものかという考えもございまして、この長距離通勤者に対する通勤手当のあり方というものをもう少し研究をさせていただきたいのと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長 以上で……

(発言する者あり)

議長 答弁漏れありますか。

16番	2キロから5キロ未満の38.4%の144人に対しても、これも出すんですかということに対しての、この部分については答えてもらっていないのですけれども。2キロから5キロ未満。
議長	どなたが答弁するんですか。
助役	助役。
助役	この表でお示しをしてありますとおり、2キロ以上5キロ未満2,000円、平成16年4月1日からの改正案では、現在144名この通勤距離内で自動車を利用しての職員がおりますので、この者については総額、月額総体で28万8,000円支給しております。このことについては、変わりはありません。
議長	以上で竹田議員の一般質問を終わります。 本定例会に通告ありました10名の一般質問を終わります。 ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。 本日の会議時間は、平成15年度各会計補正予算審査特別委員会の設置が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。
議長	日程第3、議案第99号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 デイサービスセンター施設長。
施設長	ただいま上程いただきました議案第99号 損害賠償の額を定めることについて、提案内容の説明をいたします。 自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定、これは法律上、その義務に属する損害賠償の額を定めることについて議会の議決を得なければならず、議会の議決を求めるものであります。 内容についてであります、1、相手方、厚岸町大字苫多村字上尾幌市街地37番地、上藤靖広氏です。 2、事故の概要ですが、平成15年11月10日午前9時35分ころ、上尾幌地区の道々塘路厚岸線をデイサービスセンター送迎業務で送迎用リフトバスを運転中に、厚岸町大字苫多村字上尾幌市街地42番地地先において、1人目の利用者を乗車させた後、次の利用者宅へ向かうため、方向転換をしようとして後退した際に、安全確認が不十分であったため、後方に停止していた車両に気づかず、相手方車両前部と衝突したも

のであります。

なお、過失割合は町が 100%であります。また、町有送迎用リフトバスには職員が 2 名、利用者が 1 名の計 3 名が乗車し、相手方車両については 1 名乗車していましたが、いずれも人身被害はございませんでした。

3、損害賠償額は金19万 6,844円也です。

厚岸町では、交通安全運動の推進に取り組んでおり、さらにデイサービスセンターにおいては、利用者の安全確保に対して万全を期すべきところを、送迎中にこのような事故を起こし、まことに申しわけございません。今後、より一層の安全運転に心がけるよう注意を喚起してまいりますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

12番。

1 2 番

ここでお尋ねしたいのですが、これはデイサービスのバスでよろしいんですね、この車は。それで、このバスには、例えば後退するときの後ろを確認するモニターというんですか、そういうものが設置されているのかどうなのか。

それから、もう一つは、このような大きな車を運転する場合の対応策というのはどういうふうになっているのか。例えば、建設課なんかでの維持作業車は、必ず除雪時なんかの安全を確保するということから、助手といいますか、そういう人を乗せていますよね。今回の事故みたいなときには、一緒に乗っている職員は、そういう安全確認をするために運転手に協力するといいますか、そういうことを義務づけるというのは変ですけども、そういう体制をとるような仕組みになっていなかったのかどうなのか。今後、どうしようとしているのか、その辺についてお尋ねしたいのですけれども。

議 長

デイサービスセンター施設長。

デ
イ
施 設 長

ただいま 2 点の質問がございましたが、バスには後方を確認するモニターはついておりません。

それで、もう一つの関係は、運転手以外に介助員が 1 名乗っております。それで、その 2 人の中で安全確認をするわけだったんですが、今回の場合については安全確認について不十分だったという内容でございますので、お客さんを乗せる場合、バックする場合については、介助員についても後方を注意していただくということで

	やっているわけですが、たまたま今回については後方の確認を怠ったという内容で ございますので、ご了解願いたいと思います。
議 長	12番。
1 2 番	その後方の確認は、運転手は第一義的にはありますけれども、一緒に乗っている職員がそういうことをやらなければならない義務があるのかどうなのかというのは、私ちょっと判断できないのですけれども、そういうことがきちんとやられていれば、きっと防げたことではないのかなというふうに思うんですよ。 ですから、今他の課ではどういうふうになっているのか。例えば、教育委員会なんかは1人でやっていますよね、スクールバスの運行を。そうした場合に、こういう確認はもう運転手しかできないわけですが、例えば建設課の方の車はどういうふうにやっているのか、それらも含めて今後やっていかなければ、こういう事故は今後も——今回はたまたまデイサービスですが、ほかのところでも出てくるのではないのかなというふうに思いますけれども、その辺ちょっとお尋ねをしたいのですが、各課にわたってですが、お願いいたします。
議 長	建設課長。
建設課長	建設課については、特に通常の業務時には助手とか何とかというのはつかない、1人での運転。それで、やはり安全確認しながら運行すると。ただ、除雪に対しては、やはりいろいろなプレートとかプラグとか、いろいろなものがつきます。それと、作業時に吹雪の吹いている最中もやりますので、後方確認とか、そういうふうなのは大変ですので、助手をつけて後方とか、そういう確認をしながら操作をするという形で、除雪作業についてはそういう確認のための助手をつけて運行をいたしますが、通常の業務については1人での運転。 ただ、作業や内容によりますけれども、道路の例えば石敷きであれば、当然作業員とセットになりますから、その辺の中では十分確認しながらという形になると思います。
議 長	教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	スクールバスの関係でございますけれども、私どもの学校に配置しているワゴン車でございますけれども、運転は1人でございます。助手はついておりませんので、例えばバックする場合については、視界が悪い場合はおりて安全確認をする等の措置で運転業務に当たってございます。

議 長	保健福祉課長。
保健福祉課 長	社協に委託しております福祉バスの関係ですが、福祉バスにつきましては運転手1名で運行している状況でございます。
議 長	デイサービスセンター施設長。
デイ施設 長	先ほどの質問の中で、2人乗っていて1人義務があるかどうかということですが、1人は利用者の介助員として乗っていますので、義務というものについてはちょっと疑問があるんですけども、お互いに協力しながら安全を確認するという事で、毎朝のミーティングのときには注意を促しております。2人で協力をしながら安全を確保してほしいということでやっております。
議 長	他にありませんか。 (発言する者なし)
議 長	なければ質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。
議 長	日程第4、議案第104号 厚岸町農業農村活性化施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 農政課長。
農政課長	ただいま上程いただきました議案第104号 厚岸町農業農村活性化施設条例の一部を改正する条例の制定について、この提案理由の説明を申し上げます。 議案書の9ページをお開き願います。 このたび改正しようとする内容は、厚岸町農業農村活性化施設、これは尾幌酪農ふれあい館であります。この施設の管理については条例に基づき、釧路太田農業協同組合に管理を委託しているところでありますが、今回本施設の管理委託を廃止して、施設に非常勤職員及び臨時職員を配置し、直接管理を行おうとするもので、これにより委託契約にかかります諸経費、それから消費税及び人件費の削減等、合

わけて年間約 130万円の管理費の節減を行い、直接管理による利便性を図り、施設の管理運営の合理化を図ろうとするものであり、条例の管理委託条項の廃止など、一部改正を行おうとする内容でございます。

この改正内容でございますが、議案第 104号説明資料として別に配付をしております厚岸町農業農村活性化施設条例の一部を改正する条例新旧対照表、これによりご説明をいたします。

下に引いてあります棒線部分が改正部分でございますが、初めに第13条でございますが、現行では管理の委託として「町長は、農業農村活性化施設の管理の一部を釧路太田農業協同組合に委託する」とありますが、これを改正案では第13条（管理人）として、「町長は、農業農村活性化施設を適正に管理するため、管理人を置くことが出来る」、このように改正しようとするものであります。

次に、第14条（委託料の支払）の条項は、前条の改正に伴う条文の廃止を行うものであります。

次に、第15条（委任）の条項は、条番号の変更で、第15条を繰り上げ、第14条に改めようとするものであります。

議案書に戻っていただきたいと思いますが、附則として、この条例の施行日を平成16年4月1日とするものであります。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

10番。

10 番

今度、直管になるということで、ちょっと今説明を受けましたけれども、普通は委託した場合の方が経費が安くなるという考えがあると思うのですが、今度は直営でやるようになると 130万円くらい経費が安くなるということは、今後の事業をどのようなことをやっていきたいと思っておりますか、ちょっとお聞きしたいのですが。

議 長

農政課長。

農政課長

経費 130万円の削減の内容でございますが、現在ここの管理につきましては、釧路太田農協の職員として、私どもの嘱託職員を根拠にして給料を算出してございまして、この改正後においては非常勤職員待遇ということでありまして、その賃金の差が出てまいります。

それから、委託契約をする段階で、一般的には10%程度の諸経費を上積みをして、さらにはこれに消費税がかかると、そういったものを含めて 130万円程度削減できるという、そういう内容でございます。

議 長

10番。

10 番

今までは、時間は8時、時間の関係も今度変わるんですか。管理人と、それだけですか、いわゆる改正、それだけですか。時間の変更はないですか。

議 長

農政課長。

農政課長

この条例改正に伴う時間の変更については、特にございません。

しかし、現在考えておるのは、この利用形態を見ますと、夜間の部分につきましては、非常に日にちが偏った形で使われていると。年間数回しか使わない曜日があるという部分につきまして、今回この部分については夜の部分だけは閉鎖をしようというふうなことも検討している段階であります。

議 長

10番。

10 番

今、夜9回くらいと言いましたよね、僕の聞き違いかな。使用、夜の部で、10時までですね。

（「10時までです」の声あり）

10 番

それ年間9回くらいしかないんですか。

議 長

農政課長。

農政課長

利用時間につきましては、午後10時までが利用時間でありまして、曜日によっては年間何回も使われていないと。夜間は、平成14年では 106回使われております。それで、使われていない曜日を申し上げますと、水曜日が8回、それから木曜日が4回、土曜日が2回、日曜日が2回という程度の利用でありまして、これについては時間制限ということでやりますと、この部分を夜間のみ閉鎖をすることが可能ではないかというふうに考えているところでございます。

議 長

他にありませんか。

8 番。

8 番

今、平成15年だから、14年実績で総額、委託契約料として太田農協に幾ら払っているのか。

それから今、池田さんがお聞きしていますけれども、そこを完全に理解できないところは、いわゆる普通の集会所とこれから同じ扱いをするのかなと思うのですが、

現在10時までですよね、ほかの地域というか、自治会集会所あたりも。それに基づいて10時までだろうと思うのですが、完全に夜間は廃止するという考え方なのか。

当初は、あその場所はこの字のごとく、農業農村活性化施設、それで体育関係もできるようになっている。そうすると、夜仕事終わってから運動を体力向上のためにとか、あそこで結構ミニバレーとか何とか、いろいろなことをやられていたというふうに聞いているのですが、完全に締め出してしまうのか。あるいは、事前に申請があった時点は、その時点だけあけるとか、何らかの方法をお持ちなのか、その2点について伺いたい。

議 長 農政課長。

農政課長 平成14年度におきまして、この管理委託で委託費の額につきましては 524万円になっております。

それから、この施設の時間制限というか、夜間の閉館につきましては、現在のところ1週間のうち定休日が1日、月曜日あるわけでありますが、この利用頻度の低い水・木・土と3日間を夜間のみ閉鎖をしようという内容であります。

議 長 8番。

8 番 これで終わりにします。

この委託改正によって、水・木・土、この曜日については夜間は閉鎖したいと、ほかはあけるといふか、そういう考え方でいいわけですね。

現在、定期的に例えばクラブとか、あるいは同好会とか、そういったもので使われているというふうに聞いているのですが、それらについては事前に月・火なのか、これでいけば月・火と金曜日しかないね。月・火・金曜日が主に使われているというふうに理解していいのでしょうか。

議 長 農政課長。

農政課長 現状では、定例的に使われている団体というのは、ミニバレーの同好会、それからたまにダンス同好会というのが入っております。それ以外については、若干の会議ということで年何回か、数回程度のものが入っております。

それで、閉鎖しようとしているこの3日間については、ミニバレーの部分だとかというのはぶつからない日を選んでおりまして、特にその活動については支障を来さないというふうに思っておりますし、事前に私どもその会と接触しておりまして、了解を受けているところでございます。

議 長	他にありませんか。 (発言する者なし)
議 長	なければ質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。
議 長	ここで、議案第 107号 厚岸町長寿祝金条例の制定について、字句の訂正の申し出がありますので、これを許します。 保健福祉課長。
保健福祉課 長	大変貴重な時間をいただきまして、申しわけございません。 議案第 107号 厚岸町長寿祝金条例の制定についての条文中に字句の訂正がありますので、よろしくお願いします。 15ページ、第2条の対象者の条文ですが、上から4行目、「年度において年齢計算に関する法律」という文言がありますが、「年齢計算に関する」の「に」と「する」という平仮名を片仮名に、申しわけございませんが、訂正方お願いいたします。
議 長	それでは、進めます。
議 長	日程第5、議案第 100号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第 101号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第 102号 火葬場条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第 103号 厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第9、議案第 105号 厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第 106号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第 107号 厚岸町長寿祝金条例の制定について、以上7件を一括議題とします。 職員の朗読を省略し、本7件の提案理由の説明を求めます。

町民課長

町民課長。

上程いただきました議案第 100号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

議案書の 2 ページでございます。

このたびの条例の一部改正は、厚岸町が取り組んでいます財源捻出プログラムの中で、平成16年度から実施可能な課題として、住民票関係手数料を見直ししようとするものでございます。

厚岸町手数料条例の規定する手数料のうち、住民基本台帳等に関する手数料を徴収する事務は、そのほとんどが昭和44年に規定して以来、34年を経過し、今日に至っております。この間、釧路支庁管内町村における手数料の状況は、幾つかの町村で適宜見直しがされてきているところでありまして、手数料の改定に当たっては、住民基本台帳等に関する事務全般にわたっての見直しを図ることとしたものでございます。

改定しようとする手数料の額は、釧路支庁管内町村の手数料と比較をし、その均衡を考慮して検討した額でございます。改定部分につきましては、議案第 100号説明資料の 2 枚目以降、厚岸町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表及び参考資料で説明させていただきます。

改正に当たっては、別表 1 全体を改める方式をとっておりますが、アンダーラインを引いてあります部分が改正しようとする部分でございまして、表の一番右に改正要旨を示させていただいております。

表の 8 号、戸籍の附票の写しの交付ですが、改正案では「附票全部・一部」を規定をさせていただきまして、9 号を追加して、金額「200円」を「300円」に改めるものでございます。現行 9 号及び10号では、「住民票の交付」を「住民票の写しの交付」に変更しまして、金額「200円」を「300円」に改め、9 号から18号まで号番号をそれぞれ繰り下げ、19号までといたします。

以下は金額の変更でございますが、表の下から 3 行目、住民票記載事項証明書の交付の金額「200円」を「300円」に、印鑑登録証明書の交付「200円」を「300円」に、次のページになりますか、身分証明書の交付「200円」を「300円」に、不在籍・不在住証明書の交付「300円」を「400円」に、住民基本台帳の閲覧「100円」を「300円」に、それぞれ変更するものでございます。

3ページと4ページは参考資料として提出させていただきましたが、3ページは手数料改定に係る平成14年度実績件数における比較表、4ページは釧路支庁管内市町村別手数料の一覧表でございます。それぞれご参照願います。

次に、附則条項でございますが、議案書の3ページにお戻りください。

議案書の3ページであります。この条例は、平成16年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明ですが、議案第100号の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第101号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

議案書4ページでございます。

このたびの条例の一部改正は、議案第100号と同様に、財源捻出プログラムの中で緊急に取り組む課題として、平成16年度から国民健康保険事業の安定化を目的として、保険税の税率等の引き上げをしようとするものでございます。

厚岸町の国民健康保険事業は、これまで収支不足を一般会計からの繰り入れ支援によって収支バランスを図ってきたところでございます。義務的繰り入れを除く税収不足分の繰り入れ金額は、平成10年度には4,495万円でありましたが、平成13年度では1億5,299万円、平成14年度は9,235万円と、医療給付の増加に伴い、一般会計からの税収不足分の繰り入れ額は増加の一途をたどってきたところでございます。平成15年度の予算編成時において、一般会計の歳入が急速に落ち込むという危機的状況から、当初予算編成においての繰り入れ可能額を15年度繰り入れ額の上限とするという枠を設定せざるを得ない状況になり、平成15年度末では推計で9,395万円の歳入不足を見込んでいるところであります。

このため、平成16年度以降の国保事業安定化のための再建計画が必要であり、歳出に見合った税財源の確保、さらには歳出を削減するための医療費安定化のための事業展開が必要となっているところでありまして、特に税率等の改定による財源確保は、国保事業の安定した運営を図る基盤構築を目指すものでございます。

税率等の改定に当たりましては、平成15年度で推計された収支不足を提示させていただき、国保事業の安定化を図るための方向性を国保運営協議会に諮問させていただきました。諮問に対しては、財源確保のための税率等の改定については、やむを得ないものと考えるのと答申をいただいたところでありますが、改定に当たって

は納付回数の見直しや、必要な引き上げを2年にわたって実施できないか検討されたいとの附帯意見もいただいたところでありまして、この答申内容を反映した改定内容としているところでございます。

条例の改正内容につきましては、議案第 101号説明資料の2枚目以降、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び参考資料で説明をさせていただきます。

新旧対照表でございます。アンダーラインを引いてある部分が改正しようとする部分でございまして、表の一番右に改正要旨を示させていただいております。

第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額ですが、現行「100分の 6.5」を「100分の 8.6」に改める内容でございます。

第5条、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額ですが、被保険者1人当たり課税額の現行「2万 3,000円」を「2万 7,000円」に改める内容でございます。

第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額ですが、1世帯当たり課税額の現行「3万 2,000円」を「3万 7,000円」に改める内容でございます。

第9条、納期ですが、現行8期の納期を1期ふやして9期とするものでございます。

第11条、国民健康保険税の減額ですが、基準所得以下の世帯に適用されております保険税の減額規定でございますが、第5条関連で被保険者1人当たり課税額及び世帯当たり課税額を改正することによりまして、連動して保険税の減額する金額も変更になり、その金額を改正する規定でございますが、第11条第1項第1号のア及びイは、7割が減額になる場合の額の変更でございます。1人について「1万 6,100円」を「1万 8,900円」に、1世帯「2万 2,400円」を「2万 5,900円」に改め、同項第2号のア及びイは5割が減額になる場合の額の変更で、1人について「1万 1,500円」を「1万 3,500円」に、1世帯「1万 6,000円」を「1万 8,500円」に改め、同項第3号のア及びイは2割が減額になる場合の額の変更で、1人について「4,600円」を「5,400円」に、1世帯「6,400円」を「7,400円」に改める内容でございます。

次に、別とじて提出させていただきました参考資料について説明をさせていただきます。

参考資料の1ページ目は、保険税率等の改定による税率等及び税額の比較でございます。表の1から表の4まで、各項目別に比較表にまとめていますが、いずれも現行（平成15年度）、改定案（平成16年度）、改定推計（平成17年度）として比較しております。

表の4ですが、所得階級及び世帯人員別の税額比較（モデル世帯抽出）の表は、2ページ目、3ページ目の大きな表からモデル世帯を抽出して、比較をしているものでございます。2ページ、3ページ目は、所得階級別の世帯人員別の税額の表でございます。16年度改定分、17年度推計分、それぞれ添付をさせていただいております。

次に、4ページでございます。

4ページは、これも平成16年度から17年度推計までの比較ですが、医療分・介護分を合わせた税額、1世帯当たり税額・1人当たり税額の比較をまとめたものでございます。

5ページでございますが、5ページは釧路支庁管内市町村の一般会計から国保会計への繰り入れ状況について、平成10年度から13年度までまとめた表でございます。

次に、6ページであります。

6ページは、国保会計の平成10年度から14年度までの収支実績と、平成15年度から20年度までの収支を推計したものでございます。この表が、いわゆる国保財政安定化計画の基礎になるものでございます。この表では、平成16年度の税率等改定に引き続き、平成17年度にも税率等の改定をすると仮定をして算定をしております。表の下段であります。下2段に単年度の収支の推計、それから累積する赤字分の推計をしております。この推計では、平成20年度末における累積赤字が7,475万円残ることとなっております。国保事業の安定化に向けて平成17年度以降においても、医療給付費等の増減を精査する形で、随時計画見直しの必要があることを示しているものとなっております。

次に、7ページであります。

7ページは、平成10年度から13年度までの医療給付状況をまとめた表でございます。一般被保険者・退職被保険者・国保老人、それぞれ毎年医療費が伸び続けているという状況がここにあらわれております。

次に、8ページでございます。

8ページは、釧路支庁管内市町村1人当たり保険税の課税状況を、平成10年度から14年度までまとめた表でございます。

次に、9ページでございます。

9ページは厚岸町国民健康保険運営協議会からの答申書原本の写しを添付させていただきました。

以上で参考資料の説明を終わらせていただき、次に附則条項でございます。議案書の5ページにお戻りください。

議案書5ページであります。施行期日ですが、平成16年4月1日から施行するものでございます。

適用区分ですが、改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成16年度以後の年度分について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする内容でございます。

以上、議案第101号の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第102号 火葬場条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。議案書の6ページでございます。

このたびの条例の一部改正は、議案第100号・101号と同様に、財源捻出プログラムの中で平成16年度から実施可能な課題の一つとして、火葬場使用料の金額を見直ししようとするものでございます。

現在の火葬場「厚岸町斎場」は、昭和62年から供用を開始しているところですが、現行条例に規定する使用料は、それ以前の昭和56年に規定した使用料で、今日まで22年を経過しているところであります。

釧路支庁管内町村における火葬場使用料の状況は、見直し改定や新設によりまして、使用の大半を占める12歳以上の死体の使用料金額で、厚岸町を上回る使用料の規定をしている町村が4町村あり、さらには厚岸町では規定のない町内使用と町外使用を規定している町村が7町村あります。

こうした状況から、使用料の見直しに当たっては、釧路支庁管内町村の実態も参考に、12歳以上の死体の町内使用料について、斎場の管理委託料を含む維持管理費の25%相当額を負担いただきたいとの観点に基づき、町外使用規定の整備もあわせ改定する内容になっております。

条例の改正部分につきましては、議案第102号の説明資料の2枚目以降、火葬場

条例の一部を改正する条例新旧対照表及び参考資料で説明をさせていただきます。

改正に当たっては、表全部を改める方式をとっております。改正案では、町内使用料、町外使用料の2区分としまして、町外使用料は町内使用料の2倍の規定としております。また、区分の欄の右横側区分では、現行「12歳未満」「12歳以上」とありますのを、改正案の方では「12歳未満の死体」「12歳以上の死体」と改めております。

現行使用料と改正案の町内使用料でございますが、12歳未満の死体「5,000円」を「8,000円」に、12歳以上の死体「7,000円」を「1万2,000円」に、死体の一部又は人体骨「4,000円」を「6,000円」に、死産児「3,000円」を「5,000円」に、胎衣産わい物「1,500円」を「4,000円」に、それぞれ改める内容でございます。

改正案の表の備考では、1項で、町内使用料は、死亡時に厚岸町に住所を有していた者又は厚岸町に住所を有する者が出産した死産児等の場合に適用する規定。2項では、町外使用の適用を規定した内容となっております。

次に、2ページと3ページは参考資料として提出させていただきましたが、2ページは火葬場使用料改定に係る使用料の改定及び平成14年度実績件数による収入額の比較の一覧表でございます。それから、その下に使用料改定の算定基準の表を掲載をさせていただきました。裏の3ページでございますが、3ページは釧路支庁管内市町村別火葬場使用料の一覧表でございます。それぞれご参照をいただきたいと思います。

次に、附則条項でございます。議案書の6ページにお戻りください。

6ページ、1項ですが、この条例は平成16年4月1日から施行するものでございます。

2項は、この条例の施行前に、改正前の火葬場条例の規定により許可された使用料は、改正前の従前の使用料を適用する規定でございます。

以上、簡単な説明でございますが、議案第102号の提案説明とさせていただきます。

議長
環境政策課長

環境政策課長。

ただいま上程いただきました議案第103号 厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由とその内容について説明申

し上げます。

厚岸町のごみ処理手数料は、昭和51年に現在のごみ焼却処理場が完成したのを機に、その財政負担の緩和策として翌年度から初めて手数料を設定し、町民に一部負担を願い、以来26年を経過した中で、受益者負担の原則は広く浸透しております。この間、手数料は消費税導入による2回の改定と賦課業務改善による改定が行われましたが、基本的には26年間据え置かれたままになっております。

また、ごみの収集量は増加の一途をたどってございましたが、ご承知のように近年は環境問題が重視される中で、町民の皆様の協力によって資源ごみの分別排出によるリサイクルや生ごみの有機資源施設を活用しての堆肥化、コンポスト処理容器の配布によるごみの減量化などの努めてきており、こうした中でごみ全体の収集量も平成12年度の 5,726 トンを最高に、平成13年度では 5,719 トン、平成14年度では 5,502 トンと、わずかずつではありますが、減少の傾向も見え始めております。

ごみ収集委託料の増加の大きな要因は、もともとごみの分別は可燃物・不燃物・粗大ごみの3類型、受託業者の収集関係人員11名でスタートしましたが、昭和57年の太田南地区への収集範囲の拡大、平成8年の郡部地区への収集範囲の拡大、さらにはその間、乾電池の分別収集、資源ごみの分別収集などに要する人員の増、現在は18名になっておりますけれども、この人員増による人件費の増加がごみ収集委託料の増加の要因となっております。

一方、ごみ焼却施設は日常的な維持補修であるとか、平成14年12月からのダイオキシン対策による焼却施設の大規模改修など、ごみ処理に要する経費は大きなものになっています。さらには、第2期最終処分場の建設に係る事業費も大変大きなものになります。平成14年度のごみ収集に係る手数料収入は約 3,200 万円で、収集に要する経費は約 9,100 万円、35%の充当となっており、ごみ収集に要する財源の確保を図らなければならない状況にあります。

今回の改定に当たっての基本的な考え方ですが、1 つには、昭和52年の手数料導入当時の考え方であります「ごみ収集運搬に要する経費の80%を町民の皆さんに負担をしていただく」ということを踏襲することを基本としましたが、導入当時のごみ収集運搬に要する委託料は約 4,000 万円で、この80%である約 3,200 万円を町民の皆さんに負担をお願いしたものです。これを平成14年度決算のごみ収集委託料約 9,100 万円の80%にしますと約 7,280 万円となり、これを各家庭からいただい

る分で割ると約 2.7倍となることから、このような 2.7倍という激変を回避するため、80%ではなく50%、1.45倍を負担していただくとするものです。

また、ごみ処理手数料の納付形態につきましては、現在行っている納付書による世帯ごとの賦課徴収方法が26年を経過して町民の皆さんに広く理解されており、収納率も99.9%と高く、さらには従量制についても、従量制を導入した場合に不法投棄の増加や野外焼却等の不適正処理の多発につながるものが危惧されることから、平成10年の改定の際に廃棄物対策審議会でも多くの時間をかけて論議され、この議論経過を受けて町としての方向性を確立しており、現在の制度を継承するものです。この改定によって、平成14年度決算ベースでは約 1,300万円の増収が見込まれます。

次に、し尿処理手数料についてですが、従来から収集委託料を負担していただくということを基本に手数料が決められております。し尿の収集量は、平成8年度の公共下水道の供用開始とエリアの拡大により減少傾向にあり、今後もその傾向が進むことによって収集量の減少につながっていきますが、この手数料についても昭和56年の改定以来、今日まで22年間据え置かれております。平成14年度のし尿収集量は 9,500キロリットルで、手数料収入は約 3,700万円、し尿収集運搬に要する経費は約 4,880万円、76%の充当となっておりますが、し尿処理手数料の場合は申し上げましたように、収集委託料を負担していただくということから、し尿収集運搬に要する経費についても今回、ごみ処理手数料と同様に、収集に要する財源の確保を図ろうとするものです。昭和56年当時のし尿収集量は 7,200キロリットルで、委託料は 2,794万円となっております。平成14年度の収集量は 8,889キロリットル、委託料は 4,884万円となっており、委託料増加の大きな要因は収集量の増加と収集に係る職員の人件費の増加が委託料増の主な要因となっております。

今回の改定に当たっての基本的な考え方ですが、申し上げましたように収集運搬に要する費用を負担していただくという昭和56年の改定時の考え方を踏襲することを基本としております。昭和56年の10リットル当たりの単価は40円となっておりますが、平成14年度の基本収集量と収集委託料を置きかえますと1.29倍となり、町民の皆様には10リットル当たり11円アップの51円を負担していただくとするものでございます。

また、し尿収集手数料の納付形態につきましては、現在行っている証紙による方法が町民の皆さんに広く理解されており、特別な問題もないことから、現在の制度

を継承するものでございます。この改定によって、平成14年度決算ベースでは約1,000万円の増収が見込まれます。

なお、今回の改定に当たっては、厚岸町廃棄物対策審議会に諮問をし、去る12月5日にごみ処理手数料とし尿処理手数料について、多額な費用負担が生じないようにするとともに、段階的な改定について十分な検討、調整を行うべき旨の答申をいただきましたが、この答申を尊重した上で、この条例改正案を提案させていただいております。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するというとで、配付させていただいております議案第103号説明資料により説明をさせていただきますと存じます。

説明資料の4ページをお開き願います。

厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の新旧対照表です。改定しようとする部分には、アンダーラインを引いてあります。条例の第18条第1項第1号、多量の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料の額。ア、継続して処理するものの手数料でございます。これは、特殊から5種までの6区分になっておりますが、これらの年額手数料を改定しようとするもので、5種は通常1回平均の排出量が10キログラム未満で、現行「9,600円」を「1万3,920円」に、4種は10キログラム以上15キログラム未満で、「1万4,400円」を「2万880円」に、3種は15キログラム以上20キログラム未満で、「1万9,200円」を「2万7,840円」に、2種は20キログラム以上30キログラム未満で、「2万8,800円」を「4万1,760円」に、1種は30キログラム以上50キログラム未満で、「4万8,000円」を「6万9,600円」に、特殊は「50キログラム以上で20キログラムを増すごとに1万9,200円を乗じて得た額に4万8,000円を加算した額」とありますのを、「20キログラムを増すごとに2万7,840円を乗じて得た額に6万9,600円を加算した額」に改めるものでございます。

次に、条例第18条第1項第1号イ、臨時に処理するものでございますが、現在1回の収集量が1トンまでは「4,000円」となっておりますが、これを「5,800円」に改め、1トンを超えるときは1トンを増すごとに「3,000円」を加算するとなっておりますが、これを「4,350円」に改めようとするものです。

次に、資料の5ページをお開き願います。

第18条第1項第2号は、一般廃棄物処理手数料の額の改定ですが、世帯割と人頭割の年額を改めようとするものです。2行目のただし書きによる表の読みかえ規定と表の中の世帯割額及び人頭割額の改定でございます。ただし書き中と表の中の世帯割額の項、年額手数料の欄が「2,400円」となっておりますが、これを「3,480円」に改め、ただし書き中「1,800円」を「2,610円」に改め、ただし書き中と表の中の人頭割額の項、年額手数料の欄が「1,440円」となっておりますが、これを「2,080円」に改め、ただし書き中「1,100円」を「1,590円」に改めるものです。

次に、第18条第1項第3号は、第14条の規定による多量の一般廃棄物または第15条の規定による産業廃棄物で、みずから運搬し、町の処理施設に持ち込み、町長が処理を認めた可燃物並びに不燃物、通常「持ち込み」と言っている部分ですが、アとして、持ち込み量が100キログラムまでは「400円」となっておりますが、これを「580円」に改め、第18条第1項第3号イとして、100キログラムを超えるときは20キログラムを増すごとに「100円」を加算するとなっておりますが、これを「140円」に改めるものです。

次に、第18条第1項第4号は、し尿処理手数料ですが、アとして、収集量が200リットルまでは「800円」となっておりますが、これを「1,020円」に改め、第18条第1項第4号イとして、200リットルを超えるときは10リットルを増すごとに「40円」を加算となっておりますが、これを「51円」に改めるものです。

なお、資料の6ページは、これらの改定がなされた場合のごみ処理手数料を年額・月額や世帯人員に応じた額の一覧表となっております。

資料の7ページは、昭和52年度から平成14年度までのごみ処理手数料収入額と収集委託料、それと充当率の表です。

資料8ページは、し尿処理手数料の10リットル当たりの単価と、昭和56年度から平成14年度までのし尿収集手数料収入額と収集委託料、充当率の表となっております。参考にしていただきたいと存じます。

議案書の8ページにお戻り願います。

議案書8ページ、附則でございます。附則としまして、第1項は施行期日です。この条例は、平成16年4月1日から施行するというものです。

第2項は経過措置です。改正後の厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条第1項第2号の規定は、平成16年度以後の年度分の手数料から適用し、平成15年

議 長
体育振興
課 長

度分までの手数料については、なお従前の例によるということで、15年度分の手数料が納入者のいろいろなご都合で未納になってしまった場合、16年度になってからその未納分を納入する場合においても、15年度分として賦課をした金額で納入をしていただくというものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますけれども、ご審議をいただき、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

体育振興課長。

ただいま上程いただきました議案第 105号 厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由とその内容につきまして、ご説明を申し上げます。

平成9年度に一部供用開始いたしました厚岸町都市公園に設置している宮園公園パークゴルフ場は、平成11年度に4コースが全面オープンしまして、あわせて国際パークゴルフ協会の公認コースとして、本年度まで無料で開放してきたところでございます。

しかし、利用者数の増加、特に釧路、根室管内のパークゴルフ場有料化に伴う町外利用者の増加による芝生の損傷並びに、町パークゴルフ協会会員を初めとする愛好者からのコース整備に対する多くの要望により、コースの維持管理に係る経費が増加していることから、これらに係る経費の一部財源確保を目的といたしまして、宮園公園パークゴルフ場の使用者から使用料を徴することとするために、このたび厚岸町都市公園条例の一部を改正しようとするものであります。

議案書10ページをお開き願います。

厚岸町都市公園の一部を改正する条例改正につきましては、議案第 105号説明資料、厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

改正内容でございますけれども、アンダーラインの関係でございますけれども、別表第1につきましては、本条例第7条の有料公園施設「別表第1」に条名の表示、（第7条関係）を追加し、「別表第1（第7条関係）」に改めます。また、同表に公園名及び有料公園施設として、宮園公園並びにパークゴルフ場を加えるものであります。

次に、別表第2の関係でございます。条例第10条、使用料の「別表第2」に条名

の表示、(第10条関係)を追加し、「別表第2(第10条関係)」に改め、パークゴルフ場のコース及び用具使用料を別表第2の有料公園施設を利用する場合の第5項に、第3号として追加するものであります。

パークゴルフ場使用料の設定に当たりましては、釧路、根室管内町村が設置する有料パークゴルフ場、白糠町、鶴居村、中標津町と夜間照明設備のある根室市、別海町の使用料金の1日券100円から500円、1日券12枚つづりの回数券2,000円から5,000円、シーズン券3,000円から1万円を参考としながら、これら有料パークゴルフ場と宮園パークゴルフ場の施設や維持管理費用を比較検討いたしまして、コース使用料につきましては高校生以上を徴収対象者といたしまして、1日券を300円、1日券12つづりの回数券を3,000円、町内在住者に限り購入できますシーズン券を6,000円とし、また用具使用料につきましては白糠町、根室市の100円から200円を参考にいたしまして、クラブ1本・ボール1個・ティー1個を一組といたしまして、高校生以上が200円、中学生以下を100円と設定したところでございます。また、有料化による歳入につきましては、約306万円を見込んでいるところでございます。

なお、管理体制につきましては、新たな管理棟を設置するとともに、業務委託による管理人を置きまして、料金徴収につきましては、新たに設置する券売機により行うこととしております。

参考資料でございますけれども、釧路、根室管内市町村有料パークゴルフ場コース及び用具等使用料比較表、釧路、根室管内有料パークゴルフ場施設等比較表、厚岸町宮園公園パークゴルフ場管理規則等を添付させていただいております。ご参照をいただきたいと思います。

11ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例は平成16年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明であります。よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長

水道課長。

水道課長

ただいま上程いただきました議案第106号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明をいたします。

厚岸町の水道料金は、昭和55年に改正後23年間を経過しておりますが、簡易水道事業特別会計の過去5年間の平均料金収入は968万円で、一般会計からの繰入金充当額は3,021万円となっております。

一方、農業用水道については、5年間の平均料金収入は3,879万円で、一般会計からの繰入金が1,153万円となり、恒常的に収入が不足していることから、一般財源の充当により均衡を保っている状況となっております。

その原因といたしましては、上水道料金と簡易水道及び農業用水道料金に格差が生じていることが要因となっております。したがって、公平の原則から格差是正のため、簡易水道並びに農業用水道利用者の方々には負担増加になりますが、ご理解をいただき、上水道料金と同一の料金に改正しようとするものでございます。

議案第106号説明資料により、説明いたしたいと思います。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条、厚岸町水道事業給水条例の一部改正でございます。第4条についてありますが、現行第2号、共用給水装置2世帯又は2箇所以上で共用するものは条項は、現在、上水道及び簡易水道給水区域はすべて専用給水装置となっており、共用栓は存在しないため、2号の条項を削り、3号を2号に繰り上げるものでございます。

第15条第1項であります。現行第2号、給水装置を共有する者の条項は、第4条と同様に共用栓が存在しないため条項を削り、改正では3号を2号に繰り上げるものでございます。

第17条であります。現行第3号についても第15条同様に共用栓が存在しないため条項を削り、改正では4号を3号に繰り上げるものでございます。

次に、第21条第2項の改正であります。現行2項についても共用栓が存在しないため、条項を削るものでございます。

資料の3ページをお開きください。

次に、第24条の改正であります。現行4号についても共用栓が存在しないため、条項を削るものでございます。

次に、別表（22条関係）について説明いたします。

現行の別表では、水道事業料金の下に簡易水道事業の計量、さらに簡易水道事業の定額料金を定めておりますが、改正では上水道料金と同一とするため、表中の簡

易水道事業の計量・定額を廃止するとともに、事業別・種別を廃止し、用途中に農業用を加えるものでございます。農業用の用途新設は、現状の上水道及び簡易水道給水区域内に農業を営んでいる方がおりますので、この後で条例の一部改正を提案する農業用水道との均衡を図るものでございます。

次に、改定では水道事業の種別、共用の一般用及び船舶用を削っておりますが、一般用での現状はすべて専用給水となっていることから削除し、さらに船舶用についての現状は漁業協同組合と委託契約を締結し、地元及び外来漁船の使用料金は一括で漁業協同組合から納入されており、そのほかの作業船及び運搬船などは臨時用となることから、削除したものでございます。

次に、4ページの備考でございます。改正では1の次に「2 農業用とは、農業の用に水道を使用する場合をいう」を加えるものでございます。

現行2を3とし、「娯楽場の営業」とあるのを、「娯楽場等の営業」に改めるものでございます。

4については、現行「一般工業」とあるのを、「工業」に改めるものでございます。

現行3を5とし、「一般の公衆浴場」とあるのを、「公衆浴場」に改めるものでございます。

5ページをお開きください。

現行5を6に繰り下げるものであります。

次に、第2条、厚岸町農業用水道給水条例の一部改正でございます。

第22条中「次の表」を「別表」に改め、同条の表を削るものでございます。これは、種別の廃止、用途区分の変更のほか、水道事業との料金均衡を図るため、料金表を改正する内容でございます。従来表には、用途区分が一般用と農業用の2用途しかなく、他用途については簡易水道事業の用途を準用し、料金を徴収しておりましたが、水道事業と同一の料金体系にすることによって、用途区分が明確化されるものでございます。

なお、備考として、第1条、厚岸町水道給水条例と同様に、用途区分の説明を記述するものでございます。

次に、議案書の14ページをお開きください。

附則でございますが、第1項の施行期日でございますが、この条例は平成16年4

月1日から施行するものでございます。

第2項、改正後の厚岸町水道給水条例第22条及び厚岸町農業用水道給水条例第22条の規定は、平成16年4月分以後の水道料金の算定に適用し、同月前の水道料金の算定については、なお従前の例によるものでございます。

なお、この改正に伴う効果といたしましては、簡易水道事業特別会計では約86万円の収入増が見込まれるほか、農業用水道では約832万円の収入増加となるものでございます。

また、議案第106号説明資料の1ページの簡易水道及び農業用水道の料金改定説明資料のほか、条例新旧対照表の後ろには、簡易水道事業特別会計及び農業用水道事業の収支状況、収支見込み、釧路管内の料金比較を添付してございますので、参考に供していただきたいと存じます。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

続きまして、議案第107号 厚岸町長寿祝金条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

毎年、町内の自治会や実行委員会が主催して行われております敬老会や敬老祝賀会において、町では昭和48年から30年間にわたり、80歳以上の方全員を対象に敬老年金を支給してまいりました。しかし、急速な高齢者人口の増加により、支給対象者がふえ続け、平成10年には485人、970万円であった支給額も、本年、平成15年には624人で1,248万円と28.6%の増加となっており、厳しい町財政を圧迫する要因にもなっております。このような状況から、80歳以上全員に支給しております敬老年金の制度を改めまして、80歳、88歳、99歳、100歳以上の方に長寿祝金として贈呈する新たな条例案を提案するものです。

議案書の15ページをお開き願います。

議案第107号 厚岸町長寿祝金条例の制定について。

第1条は目的でございます。

この条例は、高齢の町民に対し長寿祝い金（以下「祝金」という）を贈呈し、その長寿を祝福するとともに、町民の敬老思想の高揚を図ることを目的とする。従来の敬老年金という名称を長寿祝い金に改め、目的を長寿の祝福と敬老思想の高揚を

図るとしております。

第2条は対象者であります。

祝い金は、毎年8月31日現在において、本町に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法により、住民票に記載されている者又は外国人登録法により外国人登録原票に登録されている者で、当該年度において年齢計算に関する法律に基づき、満80歳、満88歳、及び満99歳に達するもの並びに満100歳以上の者（以下「祝金対象者」という）に贈呈する。ただし、贈呈日までの間に祝金対象者が死亡した場合は、その者の属していた世帯に属する遺族に贈呈するという事で、本町に1年以上住んでいて、住民票または外国人登録原票に登録されていること。そして、年齢が満80歳、満88歳、満99歳、満100歳以上の方にお祝い金を贈呈するというのですが、この年齢につきまして敬老年金では、前年の9月1日から当年の8月31日までに対象年齢になった方に支給しておりましたが、学校在学中に同級・同学年であった方が一緒に祝い金を受けたいという要望を受けまして、長寿祝い金では年度において、その該当する年齢に達した方という内容としております。

なお、この年度の考え方ですが、同級生・同学年ということから、学校への入学年度に合わせまして、4月2日から翌年の4月1日までに生まれた方と考えております。条文後半のただし書きの部分ですが、8月31日の基準日から祝い金を贈呈するまでの間に祝い金対象者が亡くなられた場合には、対象者にかわりまして同じ世帯の遺族に贈呈するという内容でございます。

次に、第3条は祝い金の額でございます。満80歳の方にはさん寿祝い金として2万円、満88歳の方には米寿祝い金として3万円、満99歳の方には白寿祝い金として10万円、満100歳以上の方には毎年、仙寿祝い金として2万円を贈呈するという内容です。

次に、第4条、祝い金の贈呈日です。

祝い金の贈呈日は、毎年国民の祝日に関する法律に規定する敬老の日とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

国民の祝日であります敬老の日は、昭和41年から9月15日と定められておりましたが、平成15年からは国民の祝日に関する法律の一部改正により、9月の第3月曜日となっております。本年はちょうど15日が第3月曜日となっておりますが、来年以降の敬老会等の開催日につきましては、自治会等の主催者側でそれぞれ決めら

れていくものと考えております。

条文では、贈呈日を敬老の日としておりますが、対応といたしましては9月前に敬老会を開催した地区や、その年は敬老会等を開催しないと決めた地区の場合の該当者には敬老の日に贈呈をし、9月に敬老会等が開催される場合には、従来どおり主催者側と相談しながら、それぞれの開催日に会場で贈呈をしたいと考えております。このため、贈呈日についてはただし書きで、町長が特に必要と認めたときは、この限りではないとしております。

次に、第5条は委任でございます。

この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるという内容でございます。

次に、附則でございます。

1項の施行期日ですが、この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2項では、厚岸町敬老年金条例の廃止です。厚岸町敬老年金条例（昭和48年厚岸町条例第4号）は、廃止する。

3項は経過措置です。この内容は、第2条の対象者で説明しましたが、敬老年金では前年の9月1日から当年の8月31日までの間に対象年齢になった方に支給してありましたのを、敬老祝い金では同級生・同学年に贈呈するという考えから、年度で対象者を分けており、対象者を決める期間が変わっております。制度がこのまま移行しますと、大正12年9月1日から大正13年4月1日までに生まれた方が80歳の贈呈対象者から漏れることになります。このため、平成16年度に限り、大正12年9月1日から大正13年4月1日の間に生まれて満80歳になられた方にも、祝い金を贈呈しようとする内容でございます。

この条例改正に伴います町の負担の見込み額につきまして、お手元に配付の議案第107号説明資料で説明したいと思っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

2枚の資料のうちの2枚目の方ですが、祝い金贈呈額推定表でございます。

平成10年度から平成15年度につきましては、敬老年金条例の支給によります実績額でございます。平成10年度は485人で970万円、平成15年度は626人で1,248万円となっております。平成16年度以降、平成20年度までは推計でございます。平成20年度、敬老年金条例がこのままいきますと779人で1,558万円の見込みとなっております。右側の方は、長寿祝い金条例案で推計した場合の人数、金額でございます。

す。平成16年度、経過措置を含む欄ですが、人数で 172名、金額で 386万円が推計で出ております。平成20年度では 147人、 337万円という推計でございます。

以上、大変簡単な説明ですが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。

本7件の審査については、議長を除く17名の委員による条例改正等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く17名の委員による条例改正等に関する調査特別委員会を設置し、本7件の審査をこれに付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

休憩時刻 18時08分

議 長

本会議を再開いたします。

再開時刻 18時11分

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

延会時刻 18時11分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年12月16日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員